

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
富山県地域防災計画 雪害編	富山県地域防災計画 雪害編 修正案	凡例 <u>下線</u> 修正箇所
令和 <u>5</u> 年 <u>3</u> 月修正 富山県防災会議	令和 <u>7</u> 年 __ 月修正 富山県防災会議	

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
第1章 総則	第1章 総則	
第1節（略）	第1節（略）	
第2節 防災の基本方針	第2節 防災の基本方針	
第1（略）	第1（略）	
第2 防災の各段階における基本方針（略）	第2 防災の各段階における基本方針（略）	
1（略）	1（略）	
2 迅速で円滑な雪害応急対策（1）～（4）（略）	2 迅速で円滑な雪害応急対策（1）～（4）（略）	
（5）被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施するまた被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行う。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の搜索等、各種の被災者救援活動を行う。	（5）被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。また被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行う。さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の搜索等、各種の被災者救援活動や福祉的な支援を行う。	国の防災基本計画の記載に合わせ修正
（6）～（7）（略）	（6）～（7）（略）	
3（略）	3（略）	
第3 各種計画等の作成	第3 各種計画等の作成	

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

1 各種計画の作成

本計画及び国の各省庁が別に定める防災業務計画に基づき、市町村その他の防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割、地域の実態を考慮しつつ防災に関する計画を作成、修正する必要がある。また、市町村地域防災計画の修正にあたっては、本計画に示された市町村の実施すべき事項をとり入れるとともに、市町村の自然条件、社会的条件を勘案し、防災の第一線機関として総合的で具体的かつ実践的な計画に修正する必要がある。

2 行動要領（マニュアル）の作成

県、市町村その他の防災関係機関は、各機関における防災計画を効果的に推進するため、他部局・機関との連携を図りつつ、次の対策を実行するものとする。

- (1) 各機関の防災計画に基づく行動要領（マニュアル＝実践的応急活動要領）の作成と、防災訓練を通じての職員への周知徹底
- (2) 防災に関する各種計画、マニュアル等の定期的及び適宜の点検

(3) (略)

(新設)

1 各種計画の作成

本計画及び国の各省庁が別に定める防災業務計画に基づき、市町村その他の防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割、地域の実態を考慮しつつ、過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえ、防災に関する計画を作成、修正する必要がある。また、市町村地域防災計画の修正にあたっては、本計画に示された市町村の実施すべき事項をとり入れるとともに、市町村の自然条件、社会的条件を勘案し、防災の第一線機関として総合的で具体的かつ実践的な計画に修正する必要がある。

2 行動要領（マニュアル）の作成

県、市町村その他の防災関係機関は、各機関における防災計画を効果的に推進するため、過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえ、他部局・機関との連携を図りつつ、次の対策を実行するものとする。

- (1) 各機関の防災計画に基づく行動要領（マニュアル＝実践的応急活動要領）の作成と、防災訓練を通じての職員、防災関係機関、住民等への周知徹底
- (2) 防災に関する各種計画、マニュアル等の定期的及び適宜の点検・更新、防災関係機関・住民等への周知

(3) (略)

第4 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

1 複合災害を念頭に置いた事前防災への取組み

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

第3節 防災関係機関等の責務

第1 (略)

第2 防災関係機関等の業務大綱
(略)

1 防災関係機関の業務大綱

(1) ～ (2) (略)

(3) 指定地方行政機関

機 関 等 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(略)	(略)
大阪航空局	<u>1 災害時における富山空港の措置に関する事</u>
小松空港事務所	<u>2 航空災害の防止対策及び応急措置に関する事</u>
(略)	(略)

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化基本計画及び富山県国土強靱化地域計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の雪害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

2 富山県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた防災対策の推進

富山県国土強靱化地域計画の4つの基本目標を踏まえ、防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

(1) 人命の保護が最大限図られる

(2) 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される

(3) 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

(4) 迅速な復旧復興

第3節 防災関係機関等の責務

第1 (略)

第2 防災関係機関等の業務大綱
(略)

1 防災関係機関の業務大綱

(1) ～ (2) (略)

(3) 指定地方行政機関

機 関 等 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(略)	(略)
大阪航空局	<u>1 空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故及び空港等における災害に関する事</u>
小松空港事務所	<u>と</u> <u>(削除)</u>

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

地方航空局組織規則にあわせた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(4) 指定公共機関		(4) 指定公共機関	
機 関 等 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 等 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(略)	(略)	(略)	(略)
関西電力株式会社 北 陸 支 社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する こと 2 <u>災害時における電力融通に関すること</u>	関西電力株式会社 北 陸 支 社	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する こと (削除)
<u>関西電力株式会社 北 陸 電 力 本 部</u>	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する こと 2 災害時における電力融通に関すること	<u>関西電力送配電株式会 社 北 陸 本 部</u>	1 電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関する こと 2 災害時における電力融通に関すること
(略)	(略)	(略)	(略)
(5) (略)		(5) (略)	
(6) 指定地方公共機関		(6) 指定地方公共機関	
機 関 等 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 等 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(略)	(略)	(略)	(略)
(一社) 富山県歯科医師会	(略)	(一社) 富山県歯科医師会	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(福) 富山県社会福祉協議会</u>	1 <u>災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に 関すること</u> 2 <u>災害派遣福祉チーム（DWAT）の編成と派遣の 手続きに関すること</u>
土地改良区	(略)	土地改良区	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)		2 (略)	
第3 (略)		第3 (略)	
第4節 県内の降積雪の状況と雪害		第4節 県内の降積雪の状況と雪害	
第1 (略)		第1 (略)	
第2 社会環境の変化		第2 社会環境の変化	
1～4 (略)		1～4 (略)	
5 要配慮者の増加		5 要配慮者の増加	
高齢者、障害者、外国人等の要配慮者が増加しているこ とから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、 救護・救済対策等防災の様々な場所において、要配慮者に 配慮したきめ細か施策を、他の福祉施策との連携の下に行 う必要がある。		著しい高齢化の進行による高齢者の増加に加え、障害 者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知 識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策 等防災の様々な場所において、 <u>福祉的な支援の充実</u> や要配 慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携	

誤記の修正
組織名称変
更のため修
正

実態にあわ
せて修正

国の防災基
本計画の記
載に合わせ
修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

6（略）

7 感染症対策の観点を取り入れた防災

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時からの周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

富山県における社会環境の推移

	1980年	1990年	2000年	2010年	2015年
人 口	1, 103, 459人	1, 120, 161人	1, 120, 851人	1, 093, 247人	<u>1, 066, 328人</u>
人 口 密 度	259. 5人	263. 8人	263. 9人	257. 4人	<u>251. 0人</u>
世 帯 数	291, 388世帯	314, 602世帯	357, 574世帯	383, 439世帯	<u>391, 171世帯</u>
電 力 使 用 量	7, 700百万 k Wh	9, 519百万 k Wh	10, 594百万 k Wh	11, 863百万 k Wh	<u>10, 981百万 k Wh</u>
上水道普及率	84. 8%	89. 9%	91. 8%	93. 2%	<u>93. 2%</u>
下水道普及率	16. 5%	26. 2%	54. 5%	78. 6%	<u>83. 3%</u>
固定電話加入数	321千台	405千台	417千台	294千台	<u>177千台</u>
携帯電話契約数	—	—	404千件	851千件	<u>1, 042千件</u>
自動車保有台数	413, 872台	633, 162台	839, 246台	875, 299台	<u>897, 193台</u>
老年人口割合	11. 18%	15. 08%	20. 76%	26. 20%	<u>30. 5%</u>
外国人登録者数	2, 125人	3, 288人	9, 564人	13, 712人	<u>13, 695人</u>

第3（略）

第2章 雪害予防対策

第1節 雪害に強い県土づくり
（略）

の下に行う必要がある。

6（略）

7 感染症対策の観点を取り入れた防災

新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、ホテル・旅館や親戚・知人宅、安全な自宅などに分散して避難すること等についての平時から周知・広報や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

富山県における社会環境の推移

	1980年	1990年	2000年	2010年	2020年
人 口	1, 103, 459人	1, 120, 161人	1, 120, 851人	1, 093, 247人	<u>1, 034, 814人</u>
人 口 密 度	259. 5人	263. 8人	263. 9人	257. 4人	<u>243. 6人</u>
世 帯 数	291, 388世帯	314, 602世帯	357, 574世帯	383, 439世帯	<u>403, 989世帯</u>
電 力 使 用 量	7, 700百万 k Wh	9, 519百万 k Wh	10, 594百万 k Wh	11, 863百万 k Wh	<u>10, 457百万 k Wh</u>
上水道普及率	84. 8%	89. 9%	91. 8%	93. 2%	<u>93. 4%</u>
下水道普及率	16. 5%	26. 2%	54. 5%	78. 6%	<u>86. 4%</u>
固定電話加入数	321千台	405千台	417千台	294千台	<u>128千台</u>
携帯電話契約数	—	—	404千件	851千件	<u>1, 130千件</u>
自動車保有台数	413, 872台	633, 162台	839, 246台	875, 299台	<u>947, 832台</u>
老年人口割合	11. 18%	15. 08%	20. 76%	26. 20%	<u>32. 8%</u>
外国人登録者数	2, 125人	3, 288人	9, 564人	13, 712人	<u>19, 084人</u>

第3（略）

第2章 雪害予防対策

第1節 雪害に強い県土づくり
（略）

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

時点更新

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

第2節 雪崩対策等の推進

(略)

第1 雪崩危険箇所の把握（中部森林管理局、北陸地方整備局、
県農林水産部、県土木部）

(略)

(資料「3-1 災害危険地域一覧表」

「3-1 3-1 雪崩危険箇所（建設）」

「3-1 3-2 雪崩危険箇所（林野）」）

第2～第3 (略)

第4 融雪期における土砂災害対策（中部森林管理局、北陸地
方整備局、県農林水産部、県土木部）

(略)

(資料「3-2 急傾斜地崩壊危険箇所」

「3-7 土石流危険渓流」

「3-3 急傾斜地崩壊危険区域」

「3-8 崩壊土砂流出危険地区」

「3-4 地すべり危険箇所（国土交通省）」

「3-9 山腹崩壊危険地区」

「3-5 地すべり危険地区（林野庁）」

「3-10 砂防指定地」

「3-6 地すべり危険箇所（農林水産省）」）

第3節 都市基盤等の耐雪化

(略)

第1 建築物の安全確保

多雪地帯である本県の建築物は、雪おろしの慣習等により経験的に一定の耐雪性能を有してきた。しかし、近年建築物の大規模化に伴い、大スパン構造物や大きな屋根面積をもつ構造物が増加しており、また、一般住宅においては、世帯の小規模化、高齢化による雪おろし手の不足などが生じている。このため公共建築物や防災上重要な建築物については必要な耐雪性を確保するとともに、一般建築物においても耐雪性能の向上及び無雪害化を図るものとする。

第2節 雪崩対策等の推進

(略)

第1 雪崩危険箇所の把握（中部森林管理局、北陸地方整備局、
県農林水産部、県土木部）

(略)

(資料「3-1 災害危険地域一覧表」

「3-1 5 雪崩危険箇所（建設）」

「3-1 6 雪崩危険箇所（林野）」）

第2～第3 (略)

第4 融雪期における土砂災害対策（中部森林管理局、北陸地
方整備局、県農林水産部、県土木部）

(略)

(資料「3-2 砂防指定地」

「3-3 地すべり防止区域（国土交通省）」

「3-4 地すべり防止区域（林野庁）」

「3-5 地すべり防止区域（農村振興局）」

「3-6 急傾斜地崩壊危険区域指定地」

「3-10 崩壊土砂流出危険地区」

「3-11 山腹崩壊危険地区」）

第3節 都市基盤等の耐雪化

(略)

第1 建築物の安全確保

多雪地帯である本県の建築物は、雪おろしの慣習等により経験的に一定の耐雪性能を有してきた。しかし、近年建築物の大規模化に伴い、大スパン構造物や大きな屋根面積をもつ構造物が増加しており、また、一般住宅においては、世帯の小規模化、高齢化による雪おろし手の不足などが生じている。このため公共建築物や防災上重要な建築物については必要な耐雪性を確保するとともに、一般建築物においても耐雪性能の向上及び無雪害化を図るものとする。また、発災後の点検体制（対象施設、実施期限、結果の共有方法等）の強化と継続的な見直し、マニュアルの作成等を

資料編に合
わせた修正

災害対応検
証を踏まえ
た修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

1～2（略） 第2 ライフライン施設の耐雪化 電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため、降積雪時においても、その機能を発揮できるよう被害防止策を施すとともに、系統多重化等による代替性の確保を進める。 また、都市整備計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。 さらに、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン機関を一堂に会しての連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。 1（略） 2 ガス施設における災害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県危機管理局、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部、（一社）富山県エルピーガス協会） （1）都市ガス （略） （資料「3－<u>18</u> 都市ガス施設」 「3－<u>19</u> 簡易ガス施設」） （2）（略） 3 上水道施設における雪害予防対策（県厚生部、県企業局、市町村） （1）施設の耐雪化 水道事業者は、積雪、雪崩による施設の破損及び凍結による空気弁・給水栓等屋外施設の破損、停電による機能停止等の被害が想定されるため、設計、施工時に積雪荷重及び凍結防止設備、予備電源等の耐雪化に十分な	<u>行う。</u> 1～2（略） 第2 ライフライン施設の耐雪化 電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため、降積雪時においても、その機能を発揮できるよう被害防止策を施すとともに、系統多重化等による代替性の確保<u>や、オフグリッド化等の取組み</u>の検討を進める。 また、都市整備計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。 さらに、県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン機関を一堂に会しての連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。 <u>加えて、防災関係機関は被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努めるものとする。</u> 1（略） 2 ガス施設における災害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県危機管理局、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部、（一社）富山県エルピーガス協会） （1）都市ガス （略） （資料「3－<u>20</u> <u>ガス小売施設(旧一般ガス)</u>」 「3－<u>21</u> <u>ガス小売施設(旧簡易ガス)</u>」） （2）（略） 3 上水道施設における雪害予防対策（<u>県危機管理局、県生活環境文化部</u>、県厚生部、県企業局、市町村） （1）施設の耐雪化 水道事業者は、積雪、雪崩による施設の破損及び凍結による空気弁・給水栓等屋外施設の破損、停電による機能停止等の被害が想定されるため、設計、施工時に積雪荷重及び凍結防止設備、予備電源等の耐雪化に	災害対応検証を踏まえた修正 資料編に合わせた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正
---	---	--

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。

また、通常行う定期点検・整備を確実に実施し、施設の不良箇所を補強する。

(2) (略)

(3) 応急給水用資機材の整備拡充

(4) 支援体制等の確立

水道事業者は、応急給水に使用する給水車、給水タンク、消毒剤、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の整備拡充を図る。

豪雪時には、人力、装備、資機材等のすべてにわたり、被災水道事業体の現有力だけでは対処することが困難な場合も想定されるので、水道事業者は、平常時から支援体制及び受入体制を整備する。

(5) ～ (6) (略)

4 下水道施設における雪害予防対策（県土木部、市町村）

(1) ～ (2) (略)

(3) 施設の点検等

イ～ウ (略)

(4) 応急復旧のための体制整備

応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平常時から諸体制を確立し整備する。

十分な検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。

また、通常行う定期点検・整備を確実に実施し、施設の不良箇所を補強する。

さらに、電気設備の停電対策として、無停電電源装置、自家発電設備及び可搬型発電設備等の設置等の対策に努める。

(2) (略)

(3) 応急給水用資機材の整備拡充

(4) 支援体制等の確立

水道事業者は、応急給水に使用する給水車、給水タンク、消毒剤、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の整備拡充を図る。

豪雪時には、人力、装備、資機材等のすべてにわたり、被災水道事業体の現有力だけでは対処することが困難な場合も想定されるので、水道事業者は、平常時から支援体制及び受入体制を整備する。

また、県及び市町村は、大規模災害を想定した上水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。

さらに、生活用水確保の観点から、県及び市町村は、施設の消融雪用井戸等について、災害時に防災井戸として活用可能かを調査し、停電時でも取水できる手押しポンプの設置に努めるとともに、入浴施設の利用やトイレの設置等について、協定事業者のさらなる確保に努める。

(5) ～ (6) (略)

4 下水道施設における雪害予防対策（県土木部、市町村）

(1) ～ (2) (略)

(3) 施設の点検等

イ～ウ (略)

(4) 応急復旧のための体制整備

応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平常時から諸体制を確立し整備する。

また、県及び市町村は、大規模災害を想定した下

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(5) (略) 5～6 (略) 第3 廃棄物処理施設の安全性強化 (略) このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の不燃・堅牢化に努めるとともに、国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の不燃・堅牢化に努める。 (略) 1 (略) 2 し尿、ごみ等の処理体制の整備（県生活環境文化部、市町村） (1)～(2) (略) (3) ごみ、災害廃棄物等の仮置き場の確保等 豪雪時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場等を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。 (4) 避難所の仮設（簡易）トイレの確保 市町村は、雪圧による家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設（簡易）トイレの確保に努める。 3 広域的な協力体制の整備（県生活環境文化部） (略) (資料「9－<u>10</u> し尿処理施設一覧」、「9－<u>11</u> ごみ処理施設一覧」)	<u>水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。</u> (5) (略) 5～6 (略) 第3 廃棄物処理施設の安全性強化 (略) このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の不燃・堅牢化に努めるとともに、<u>発災時に施設の被災状況を確認し、速やかに稼働の可否を判断する手順を検討するなど</u>国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の不燃・堅牢化に努める。 (略) 1 (略) 2 し尿、ごみ等の処理体制の整備（県生活環境文化部、<u>県厚生部</u>、市町村） (1)～(2) (略) (3) ごみ、災害廃棄物等の仮置き場の確保等 豪雪時においては、ごみ、災害廃棄物などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ<u>活用可能な候補地を把握、調整したうえで</u>、発生量や運搬経路、住居地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場や最終処分場等を確保するとともに、災害廃棄物等の処分方法を検討しておく。 (4) 避難所の仮設（簡易）トイレの確保 市町村は、雪圧による家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設（簡易）トイレの確保に努める。<u>仮設（簡易）トイレの確保にあたっては、民間事業者等との応援協定の締結を推進する。</u> 3 広域的な協力体制の整備（県生活環境文化部） (略) (資料「9－<u>8</u> し尿処理施設一覧」、「9－<u>9</u> ごみ処理施設一覧」)	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 資料編に合わせて修正
---	---	--

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

第4 危険物施設等の耐雪化
(略)

1 危険物物（県危機管理局、市町村）

(1) (略)

(2) 危険物施設の管理者等の措置

ア～イ (略)

ウ 防災資機材の備蓄

(略)

(資料「3－17 危険物施設」)

2 高圧ガス製造事業所等（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県危機管理局）

(略)

(資料「3－20 高圧ガス製造、貯蔵、販売所」)

3 毒物劇物取扱施設（県生活環境文化部、県厚生部）

(略)

(資料「3－22 毒物劇物製造、販売所等」)

第5～6 (略)

第4 危険物施設等の耐雪化
(略)

1 危険物物（県危機管理局、市町村）

(1) (略)

(2) 危険物施設の管理者等の措置

ア～イ (略)

ウ 防災資機材の備蓄

(略)

(資料「3－19 危険物規制対象施設数一覧表」)

2 高圧ガス製造事業所等（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県危機管理局）

(略)

(資料「3－22 高圧ガス製造、貯蔵」)

3 毒物劇物取扱施設（県生活環境文化部、県厚生部）

(略)

(資料「3－24 毒物劇物製造、販売所等」)

第5～6 (略)

資料編に
合わせた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

第4節 交通対策

(略)

第1 (略)

第2 道路交通対策（中部管区警察局、北陸地方整備局、県土木部、県警察本部、市町村、中日本高速道路(株)金沢支社）

1～3 (略)

4 雪害予防

(略)

(資料 「 6－1 県内道路整備状況」

「10－1 県管理道路土木事務所別除雪延長」

「10－2 県除雪機械の配置計画」

「10－3 県管理道路雪寒対策施設の整備状況」

「10－4 富山県除雪体制系統図」

(略))

5～6 (略)

第3～第5 (略)

第5節 防災活動体制の整備

(略)

第4節 交通対策

(略)

第1 (略)

第2 道路交通対策（中部管区警察局、北陸地方整備局、県土木部、県警察本部、市町村、中日本高速道路(株)金沢支社）

1～3 (略)

4 雪害予防

(略)

(資料 「6－1－1 県内道路整備状況」

「10－1 県管理道路土木センター、土木事務所別除雪延長総括表」

「10－2 県除雪機械の配置計画」

「10－3 県管理道路雪寒対策施設の整備状況」

「10－4－1 富山県除雪体制系統図」

(略))

5～6 (略)

第3～第5 (略)

第5節 防災活動体制の整備

(略)

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

対策の体系

防 災 活 動 体 制 の 整 備	第1 防災拠点施設の整備	1 富山県広域消防防災センター 2 富山県警察装備センター 3 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター 4 市町村の防災拠点施設の整備 5 陸上自衛隊富山駐屯地の充実
	第2 気象観測施設等の整備等	1 気象観測施設の整備 2 雪害防止のための情報
	第3 救助用資機材の整備	
	第4 通信連絡体制の整備	1 通信連絡系統 2 通信連絡手段 3 通信連絡体制の整備充実 4 通信訓練、研修会の実施等
	第5 業務継続体制の確保	
	第6 緊急輸送ネットワークの整備	1 輸送拠点施設の確保 2 緊急道路ネットワークの確保 3 緊急海上輸送路の確保 4 緊急航空路の確保 5 緊急輸送車両等の確保
	第7 航空防災体制の強化	1 航空防災活動のための機体整備 2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運行体制 3 警衛ヘリコプター「つるぎ」の緊急運行体制 4 富山県ドクターヘリの緊急運行体制
	第8 相互応援体制の整備	1 国の機関との相互協力 2 地方公共団体間の相互応援 3 防災関係機関との相互協力 4 公共的団体等の協力 5 民間の協力
	第9 災害復旧・復興への備え	1 災害廃棄物の発生への対応 2 各種データの整備保全 3 復興対策の研究

対策の体系

防 災 活 動 体 制 の 整 備	第1 防災拠点施設の整備	1 富山県広域消防防災センター 2 富山県警察装備センター 3 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター 4 市町村の防災拠点施設の整備 5 陸上自衛隊富山駐屯地の充実
	第2 気象観測施設等の整備等	1 気象観測施設の整備 2 雪害防止のための情報
	第3 救助用資機材の整備	
	第4 国・県・市町村・関係機関・民間・県民における連携強化	1 国・県・市町村・関係機関の連携強化 2 県と市町村の連携による応援派遣体制の整備 3 県・市町村・民間団体等の連携強化 4 県民との防災対話
	第5 通信連絡体制の整備	1 通信連絡系統 2 通信連絡手段 3 通信連絡体制の整備充実 4 通信訓練、研修会の実施等
	第6 情報収集体制の強化	1 リエゾン派遣体制の整備 2 多様な情報収集手段の活用 3 情報収集項目の整理・明確化 4 迅速に情報共有できる体制の構築
	第7 広報活動体制の強化	1 デジタル技術を活用した情報発信 2 報道機関との連携強化 3 フェーズに応じた情報発信 4 能登半島地震における広報記録の保存・活用 5 Lアラートを活用した生活支援情報の発信 6 多様な情報伝達手段の確保
	第8 災害対策本部体制の強化	
	第9 業務継続体制の確保	

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

第10 緊急輸送ネットワークの整備	1 輸送拠点施設の確保 2 緊急道路ネットワークの確保 3 緊急海上輸送路の確保 4 緊急航空路の確保 5 緊急輸送車両等の確保
第11 航空防災体制の強化	1 航空防災活動のための機体整備 2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運行体制 3 警備ヘリコプター「つるぎ」の緊急運行体制 4 富山県ドクターヘリの緊急運行体制
第12 相互応援体制の整備	1 国との機関との相互協力 2 地方公共団体間の相互応援 3 防災関係機関との相互協力 4 公共的団体等の協力 5 民間の協力
第13 災害復旧・復興への備え	1 遺体安置所の指定 2 災害被害者の発生への対応 3 各種データの整備保全 4 復興対策の研究

第1 防災拠点施設の整備

1～6（略）

7 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

国、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第2（略）

第3 救助用資機材の整備（自衛隊、北陸地方整備局、県土木部、県警察本部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

県、市町村及び防災関係機関は、雪害の発生に備えて、除排雪機械、ロープ・酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材など救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、雪害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておくものとする。

第1 防災拠点施設の整備

1～6（略）

7 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村）

国、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

県内の防災機能を有する道の駅

駅名	所在地
万葉の里 高岡	高岡市蜂ヶ島 131-1

第2（略）

第3 救助用資機材の整備（自衛隊、北陸地方整備局、県土木部、県警察本部、市町村、日本赤十字社富山県支部）

県、市町村及び防災関係機関は、雪害の発生に備えて、除排雪機械、ロープ・酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材など救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、雪害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておくものとする。

施設を記載

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(略)

(資料 「4-17 警察災害警備用裝備資機材」)

「4-1 8 救助活動のための機械器具等の保有状況」

「4-2 2 国土交通省富山防災センターの装備資機材」

「5－8 応急給水用具等」

「5-11 日本赤十字社富山県支部災害救護装備状況」)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

整備にあたっては、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

(略)

(資料
況) 「4-1 6 救助活動のための機械器具等の保有状

「4-20 国土交通省富山防災センターの装備資機材」

「5-5 応急給水用具等」

「5-8 日本赤十字社富山県支部災害救護装備状況」)

第4 国・県・市町村・関係機関・民間・県民における連携強化

大規模な災害が発生した場合、国、県、市町村、防災関係機関等はワンチームとなって災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。そのためには、平時より連携を強化し、それぞれの組織が持つ情報を共有し、互いの組織の役割を理解する必要がある。

1 国・県・市町村・関係機関の連携強化

国・県・市町村・関係機関がワンチームで災害対応にあたるためには、互いの組織の役割や強み・弱みを理解し、
平時より顔の見える関係を構築しておく必要があること
から、県において、関係者が災害時の連携体制を議論する
会議を設置し、定期的に開催するものとする。

2 県と市町村の連携による応援派遣体制の整備

先進県の取組みを参考に、大規模災害時に県と市町村がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備する。また、県と市町村のワンチームによる被災自治体への応援派遣を通じて、県及び市町村職員の災害対応業務の経験を蓄積し、ノウハウを共有することで、災害対応力や調整力を有する職員の育成を図る。

3 県・市町村・民間団体等の連携強化

資料編に合わせた修正

災害対応検
証を踏まえ
た修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(新設) 第4 通信連絡体制の整備 県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信や公衆無線 LAN 等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。 (略) 特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。 (新設) (略) 1～2 (略) 3 通信連絡体制の整備充実（北陸地方整備局、県危機管理	<u>災害時における避難所運営や避難所環境の整備については、行政や自主防災組織、防災士に加え、ノウハウを有する NPO 団体等との連携が必要であることから、県、市町村、自主防災組織、防災士、NPO 団体等が連携し、避難所の運営や環境整備等を議論する会議を定期的に開催するものとする。また、防災対策や発災時の初動対応・応急対策等における、民間団体、地域コミュニティ、県民の役割の明確化を図る。</u> 4 県民との防災対話 <u>災害対応には公助だけではなく、自助・共助が必要不可欠であり、行政や民間団体等の連携強化だけではなく、県民への防災意識の啓発の強化による県民の防災対応能力の底上げが重要になることから県民との防災に関する対話などを通じて、県民の防災意識の啓発を行うものとする。</u> 第5 通信連絡体制の整備 県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信や公衆無線 LAN 等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化、<u>デジタル化の推進に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時から</u><u>の連携体制の構築等による防災対策を推進する。</u> (略) 特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。<u>また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。</u> (略) 1～2 (略) 3 通信連絡体制の整備充実（北陸地方整備局、県危機管理	国の防災基本計画の記載に合わせ修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正
--	---	---

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

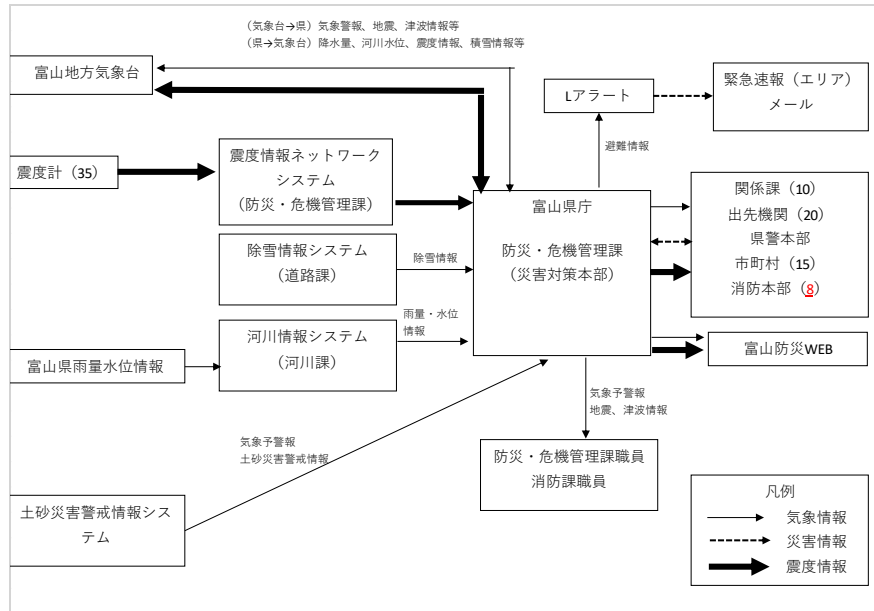
局、県経営管理部、県土木部、市町村)

(1) (略)

(2) 県総合防災情報システム

(略)

富山県総合防災情報システム



(3) (略)

(4) 非常通信体制の強化

県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星通信等の整備充実に努める。

(略)

(資料「7-4 富山県消防無線配置図」、「7-5 富山県防災相互通信無線局」、「7-7 富山県非常通信用無線局」、「7-8 富山地区非常通信協議会構成員名簿」)

4 (略)

(新設)

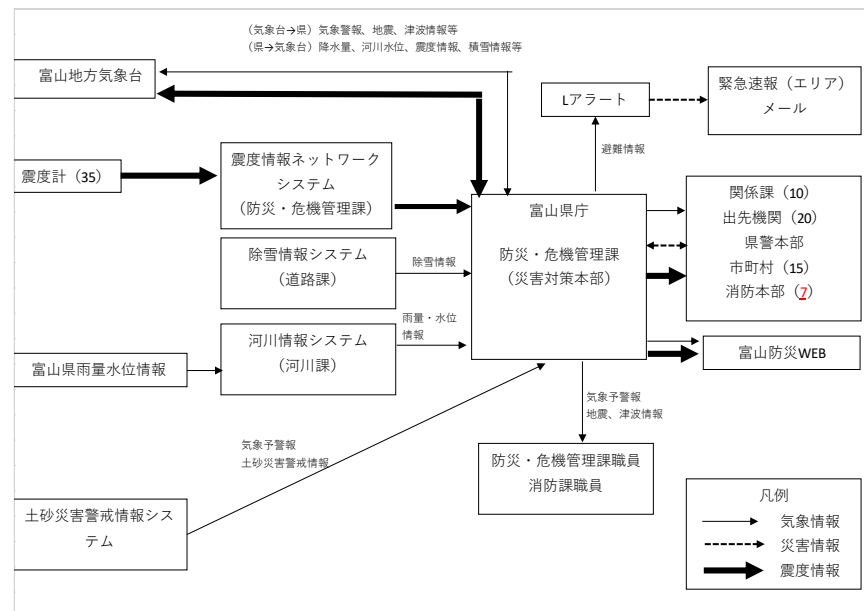
局、県経営管理部、県土木部、市町村)

(1) (略)

(2) 県総合防災情報システム

(略)

富山県総合防災情報システム



(3) (略)

(4) 非常通信体制の強化

県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星通信、携帯電話、非常用電源等の整備充実に努める。

(略)

(資料「7-5 防災相互通信無線局」)

4 (略)

第6 情報収集体制の強化

県は、災害時において、迅速に、多様な手段により被害

消防本部の
組織改編に
伴う修正

災害対応検
証を踏まえ
た修正
資料編に合
わせた修正

災害対応検
証を踏まえ

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

	<u>情報を収集し、市町村や関係機関と共有して被害情報の共通認識を図り、適切な災害対応を実施するため、平時から情報収集体制の強化に努めるものとする。</u>	た修正
<u>(新設)</u>	<u>1 リエゾン派遣体制の整備</u> <u>県は災害発生時に市町村の被災情報の収集や業務調整を行うため、市町村にリエゾンを派遣するものとする。</u> <u>リエゾンの円滑な業務実施のため、リエゾン派遣者名簿やマニュアルを作成するとともに、活動に必要な資機材の確保等を行うものとする。</u> <u>また、平時から研修の受講や派遣先市町村が実施する訓練への参加等により、災害時における円滑な活動が可能なリエゾンを育成する。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<u>2 多様な情報収集手段の活用</u> <u>被災初期段階における被災箇所の把握するため、ヘリコプターや無人航空機による空撮画像、道路・河川の監視カメラ、C a r - S A T等の各機関が収集する情報を共有・活用するための体制の整備に努めるものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<u>3 情報収集項目の整理・明確化</u> <u>収集した情報や各種連絡事項等を庁内及び関係機関と迅速かつ円滑に情報共有するため、発災後に必要となる情報をフェーズごとに整理し、項目、使用目的、担当窓口、収集手段等を記載したリストを作成するとともに、その内容について共通認識を図るものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<u>4 迅速に情報共有できる体制の構築</u> <u>国、県、市町村、関係機関の情報共有手順を整理し、円滑に情報を共有できる仕組みを構築するとともに、一元的な情報共有のため、内閣府の総合防災情報システム（S O B O - W E B）と県総合防災情報システムの連携に向けた検討を進めるものとする。</u> <u>また、デジタル技術を活用した災害対策本部内の情報共有手順を整理するとともに、迅速な情報共有のための訓練を実施するものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

<u>(新設)</u>	<u>第7 広報活動体制の強化</u> <u>県は、災害時において、災害の状況、災害応急対策の実施状況、各種生活情報を県民に迅速かつ的確に周知するため、平時から広報活動体制の強化に努めるものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<u>1 デジタル技術を活用した情報発信</u> <u>県は、発災時において、県民が必要とする情報を迅速に発信するため、SNS等のデジタル技術の活用を推進するとともに、職員が不在であっても災害発生状況等の情報を県民に迅速に発信できるよう、各種システムに自動発信機能を追加するなど、円滑かつ確実な情報発信に努めるものとする。</u> <u>また、県及び市町村は、災害時において多くの県民が公式SNS等から情報を収集できるよう、平時から公式SNS等の周知に努めるものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<u>2 報道機関との連携強化</u> <u>県民へ情報を伝達し、適切な行動を促すためには、報道機関による情報発信も重要であることから、県及び市町村は、報道機関と災害時の情報発信に関する意見交換などを行い、連携の強化に努めるものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<u>3 フェーズに応じた情報発信</u> <u>県は、必要な情報を県民に迅速かつ的確に周知するため、各フェーズにおいて、県民に発信する情報項目、発信主体、発信手段等をまとめたマニュアルを作成するとともに、平時から関係機関と共有するものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<u>4 災害時における広報記録の保存・活用</u> <u>県、市町村及び関係機関は、災害時において、各機関が作成した広報資料を保存し、今後の災害時における広報活動の参考資料として活用するものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<u>5 Lアラートを活用した生活支援情報の発信</u> <u>県及び市町村は、Lアラートを活用して給水や災害廃棄</u>	災害対応検証を踏まえ

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

<u>(新設)</u>	<u>物の処理等の市町村の生活支援情報を県民や報道機関に対して発信できるよう、体制の整備に努めるものとする。</u>	た修正
<u>(新設)</u>	<u>6 多様な情報伝達手段の確保</u> <u>災害時における情報伝達は、適切な避難をするうえで非常に重要であることから、県及び市町村は、音声や多言語による情報発信、自主防災組織による支援、アプリの活用等、要配慮者の特性に応じた多様な情報伝達手段を確保し、多重化を行うことで、確実に情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>	<u>第8 災害対策本部体制の強化</u> <u>県、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部を速やかに設置し、応急活動を実施するため、災害対策本部における各班の役割・業務内容等を記載したマニュアルの整備や見直しを行うとともに、研修や訓練を実施し、職員の災害対応能力の向上を図るものとする。</u> <u>また、県においては、令和6年能登半島地震における課題を踏まえ、災害対策本部において、専門的な見地からの助言を受け、迅速な災害対応を行うことができるよう、自然災害や災害対応等の専門家を招集する体制を整備するとともに、孤立集落対策や道路啓開、被災者支援など、複数の部局・機関が連携して対応にあたる必要がある業務について、災害対策本部内へのプロジェクトチームの設置を検討するなど、災害対策本部体制の強化に努めるものとする。</u> <u>さらに、災害対策本部を設置する防災危機管理センターのシステムや機能（映像情報システム等）を十分活用できるよう研修や訓練を実施する。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
第5 業務継続体制の確保 (略) 県、市町村等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定な	第9 業務継続体制の確保 (略) 県、市町村等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定な	災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

どにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に、県、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

（新設）

県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県、市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

どにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源（災害対策本部用PC、テレワーク専用PCの配備及びBYOD端末等）の継続的な確保、メンテナンス、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練、過去の災害等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた業務実施体制・庁内外との連絡体制、各班の所掌等の見直しやDXの推進、計画・マニュアル等の改訂などを行うものとする。

特に、県、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制（動員体制の明確化、参集状況を踏まえたバックアップ体制の確立、参集可否の連絡方法等）、安否確認の実施基準・集約方法、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、施設設備（電源やエレベーター等）が使用不能となった場合の対応、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

国及び県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化し、更新するとともに、災害対応を体系的に習得できる仕組みを整備するなど、災害時に活用できる人材を確保する。また、富山県庁業務継続計画に基づき各部署による災害対応マニュアルを整備し、継続的に更新することで、担当者の変更時の情報共有、引継ぎ事項を明確化し、即応で

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正
災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

第6 緊急輸送ネットワークの整備
(略)

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

(略)

1 輸送拠点施設の確保（県関係部局、市町村）
(略)

県内における主な輸送拠点

区 分	名 称	所 在 地
陸上輸送拠点施設	(略)	(略)
	八嶋合名会社（本社新倉庫）	射水市庄西町 2-4-6
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)

2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部）
(略)

きる体制の整備に努めるものとする。また、県、市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）や災害対応に関する専門家の招集・の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

第10 緊急輸送ネットワークの整備
(略)

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

(略)

1 輸送拠点施設の確保（県関係部局、市町村）
(略)

県内における主な輸送拠点施設

区 分	名 称	所 在 地
	(略)	(略)
	八嶋合名会社（本社新倉庫）	射水市庄西町 2-4-6
	<u>(株) スリー・ティー トナミ倉庫</u>	<u>砺波市鷹栖 1913</u>
	<u>(株) スリー・ティー 本社倉庫</u>	<u>砺波市鷹栖 2305</u>
	<u>(株) スリー・ティー 中央倉庫</u>	<u>砺波市鷹栖 2261</u>
	<u>(株) スリー・ティー 神島センター</u>	<u>砺波市神島 115</u>
	<u>(株) スリー・ティー 東中センター</u>	<u>砺波市東中 75</u>
	<u>(株) スリー・ティー 庄川センター</u>	<u>砺波市庄川町青島 208</u>
(略)	(略)	(略)

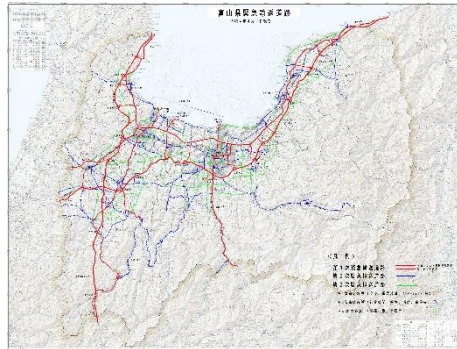
2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部）
(略)

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

物資拠点施設を追加

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

緊急輸送道路図（令和4年4月）



なお、道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

3（略）

4 緊急航空路の確保（県地方創生局、県厚生部、県警察本部、市町村）

（略）

（資料 「6－8 空港施設の現況」 「8－9 場外離着陸場一覧」）

5 緊急輸送車両等の確保

（略）

（資料 「8－1 県有車両車種別」

「8－3 一般乗合旅客自動車運送事業者及び保有車両」

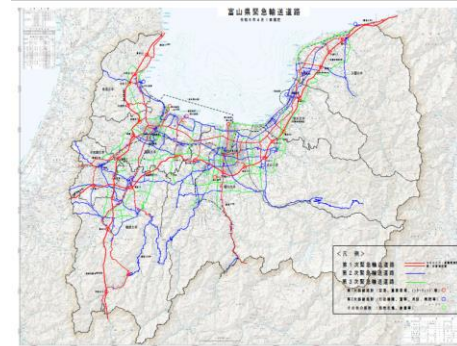
「8－4 一般貸切旅客自動車運送事業者及び保有車両」）

第7 航空防災体制の強化

（略）

1 航空防災活動のための環境整備（県危機管理局、県厚生

緊急輸送道路図（令和6年4月）



道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修やう回路の整備を含む）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者および関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとする。当該計画では、優先的に啓開を行う路線及び道路啓開実施体制等を整理し、関係機関の役割を明確化し、各機関の連携・支援するものとする。また、必要に応じて当該計画を見直すとともに、道路啓開に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。

3（略）

4 緊急航空路の確保（県交通政策局、県危機管理局、県厚生部、県警察本部、市町村）

（略）

（資料 「6－8 空港施設の現況」 「8－8 場外離着陸場一覧」）

5 緊急輸送車両等の確保

（略）

（資料 「8－1 県有車両車種別」

「8－2 一般乗合旅客自動車運送事業者及び保有車両」

「8－3 一般貸切旅客自動車運送事業者及び保有車両」）

第11 航空防災体制の強化

（略）

1 航空防災活動のための環境整備（県危機管理局、県厚生

緊急輸送道路図の変更に伴う修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

災害対応検証を踏まえた修正

組織改編に伴う修正
資料編に合わせた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

部、県警察本部、市町村)
(略)

(1) 離着陸場の整備推進及び除排雪
(略)

ア～イ (略)

ウ 交通遠隔地や災害時に交通の途絶が予想される
地域での離着陸場の確保又は整備

(資料「8－9 場外離着陸場一覧」)

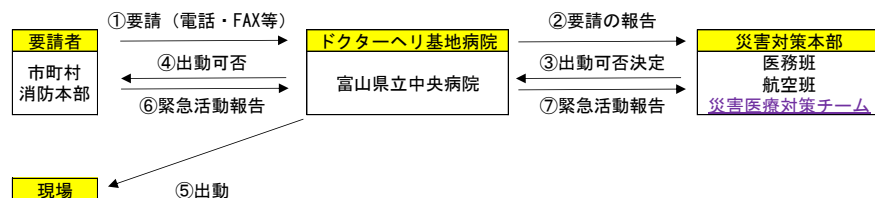
また、中山間地域において、緊急時臨時着陸場
所を確保する。

(2) 災害時の広域即応体制の整備
(略)

(資料「8－7 全国の消防防災ヘリコプターの配備
状況」「8－8 自衛隊ヘリコプター諸元」)

2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（県危
機管理局、市町村）

(1) 緊急運航要請
(略)



3～4 (略)

第8 相互応援体制の整備
(略)

県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本
法第 74 条の規定による応援要請に関し、あらかじめ国及
び隣接県をはじめ、大規模な災害による同時被災を避ける
観点から、遠方に所在する都道府県等との応援協定の締結
を推進する。

また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「富山県災
害時受援計画」に基づき、情報伝達方法、受入窓口、指揮
系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

部、県警察本部、市町村)
(略)

(1) 離着陸場の整備推進及び除排雪
(略)

ア～イ (略)

ウ 交通遠隔地や災害時に交通の途絶が予想される
地域での離着陸場の確保又は整備

(資料「8－8 場外離着陸場一覧」)

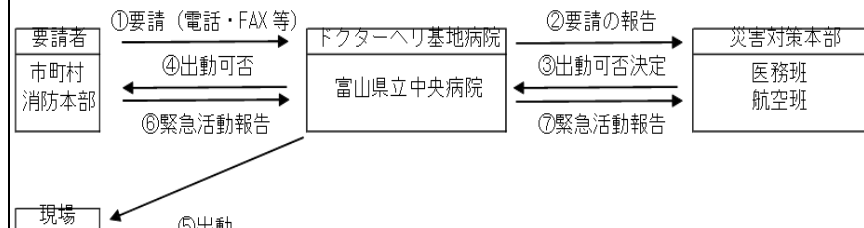
また、中山間地域において、緊急時臨時着陸場
所を確保する。

(2) 災害時の広域即応体制の整備
(略)

(資料「8－6 全国の消防防災ヘリコプターの配備
状況」「8－7 自衛隊ヘリコプター諸元」)

2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（県危
機管理局、市町村）

(1) 緊急運航要請
(略)



3～4 (略)

第12 相互応援体制の整備
(略)

県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本
法第 74 条の規定による応援要請に関し、あらかじめ国及
び隣接県をはじめ、大規模な災害による同時被災を避ける
観点から、遠方に所在する都道府県等との応援協定の締結
を推進する。

また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「富山県災
害時受援計画」について令和6年能登半島地震での課題を
踏まえた見直しを行うとともに、情報伝達方法、受入窓口、

資料編に合
わせた修正

実態に合わ
せ修正

災害対応検
証を踏まえ
た修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

そして、県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

なお、県は、消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画（平成 19 年 3 月）を策定し、応援部隊の受入体制を整えている。

さらに、防災関係機関等と災害時における協定を締結するなどの連携体制を整備する。県では、現在、次のとおり協定等を締結している。
（略）

- 1 国の機関等との相互協力
（1）～（2）（略）
（新設）

指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。

そして、県及び市町村は、県内外の被災市町村を支援するために、県と市町村の役割、連携方法の整理や支援体制の構築を図る。また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等の把握に努めるものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

なお、県は、消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画（平成 19 年 3 月）を策定し、応援部隊の受入体制を整えている。

さらに、防災関係機関等と災害時における協定を締結するなどの連携体制を整備するとともに、定期的に意見交換や訓練の実施を通じて連携を強化し、平時から顔の見える関係を構築する。

災害時において、迅速な応援要請を行うため、国の「災害時応援協定システム」により、締結している協定等について一元的に管理し、県庁各部署や市町村等と共有するものとする。

（略）

- 1 国の機関等との相互協力
（1）～（2）（略）

（3）環境省等との連携（環境省、中部地方環境事務所、県生活環境文化部）

ア 災害時の相互支援に関する計画

環境省中部地方環境事務所と富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県から構成される大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会において「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画（第二版）」（平成 29 年 2 月 14 日）を

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

災害対応検証を踏まえた修正

環境省の人的支援等の枠組みの活用について記載

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

2 地方公共団体間の相互応援（県危機管理局）

（1）都道府県間の相互応援

ア 全国都道府県の災害時応援

（略）

（資料「12－6－1 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」）

イ 9県1市の災害時応援

（略）

（資料「12－6－2 災害時等の応援に関する協定書」）

ウ 新潟県との災害時応援

（略）

（資料「12－8 災害時の相互応援に関する協定書」）

エ 石川県・福井県との災害時応援

（略）

（資料「12－7 北陸三県災害相互応援に関する協

定し、県域を越えた連携が必要な大規模災害が発生した場合の地域ブロック内の自治体間の人的、物的相互支援の手順を定めている。

イ 専門機関及び廃棄物処理団体による現地支援

環境省では、研究機関、専門機関及び廃棄物関係団体等から構成される「災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）」を運営し、大規模災害が発生した場合に災害廃棄物対策に係る専門家・技術者の派遣や被災自治体の災害廃棄物処理等に関する現地支援を行うこととなっている。

ウ 自治体職員による人的支援

環境省では、災害廃棄物対応の経験を有する自治体職員を支援員として登録する「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」を策定し、大規模災害が発生した場合に支援員を派遣し、災害廃棄物処理に関する助言、マネジメントの支援を行うこととなっている。

2 地方公共団体間の相互応援（県危機管理局）

（1）都道府県間の相互応援

ア 全国都道府県の災害時応援

（略）

（削除）

イ 9県1市の災害時応援

（略）

（削除）

ウ 新潟県との災害時応援

（略）

（削除）

エ 石川県・福井県との災害時応援

（略）

（削除）

資料編に合わせた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

<u>定」)</u> (2) (略) <u>(新設)</u> 3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関） (1) 県と防災関係機関との相互協力 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、県は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との協定の締結を推進する。 ア 日本赤十字社富山県支部と委託契約 昭和 35 年 4 月 1 日、日本赤十字社富山県支部と「災害救助法による救助等に関する委託協定書」を締結し、医療、助産、死体の処理（洗浄、縫合等）についての委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。<u>(資料「12-10 災害救助法による救助又は応援の実施委託協定書」)</u> イ 日本放送協会、民間放送各社との協定 (略) <u>(資料「12-3 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」)</u> ウ ケーブルテレビ協議会との協定 (略) <u>(資料「12-3 通信設備の優先利用等に関する協定書」)</u> エ 電力会社等との協定等 (略)	(2) (略) <u>(3) 県と市町村の連携による応援派遣体制の整備</u> <u>先進県の取組みを参考に、大規模災害時に県と市町村がワンチームとなって県内外の被災自治体に応援職員を派遣する体制を整備する。</u> <u>また、県と市町村のワンチームによる被災自治体への応援派遣を通じて、県及び市町村職員の災害対応業務の経験を蓄積し、ノウハウを共有することで、災害対応力や調整力を有する職員の育成を図る。</u> 3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関） (1) 県と防災関係機関との相互協力 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、県は応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との協定の締結を推進する。<u>併せて、各機関との定期的な意見交換や訓練の機会を設けるなど、平常時からの関係づくりに努める。</u> <u>(資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」)</u> ア 日本赤十字社富山県支部と委託契約 <u>令和 5 年 9 月 26 日、日本赤十字社富山県支部と「災害救助法に基づく委託に関する協定」を締結し、避難所の設置、医療及び助産、死体の処理（洗浄、縫合等）等についての委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。</u><u>(削除)</u> イ 日本放送協会、民間放送各社との協定 (略) <u>(削除)</u> ウ ケーブルテレビ協議会との協定 (略) <u>(削除)</u> エ 電力会社等との協定等 (略)	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 協定内容の見直しによる修正 資料編にないため削除
---	--	--

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

（資料「12-36 災害時における伏木富山港（新湊地区）の施設使用に関する確認書」）
 オ 富山県医薬品卸業協同組合との協定
 （略）
（資料「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」）
 カ （一社）プレハブ建築協会との協定
 （略）
（資料「12-16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」）
 キ （一社）富山県警備業協会との協定
 （略）
（資料「12-17 災害時における交通誘導業務等に関する協定」）
 ク （公社）富山県医師会との協定
 （略）
（資料「12-18 災害時の医療救護に関する協定書」）
 ケ （一社）富山県建設業協会等との協定
 （略）
（資料「12-19 災害時における応急対策業務に関する基本協定」）
（資料「12-31-1 県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」）
 コ 住宅金融支援機構との協定
 （略）
（資料「12-22 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」）
 サ （一社）日本自動車連盟中部本部富山支部との協定
 （略）
（資料「12-23 災害時における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」）
 シ （一社）富山県トラック協会・富山県倉庫協会との協定
 （略）

（削除）
 オ 富山県医薬品卸業協同組合との協定
 （略）
（削除）
 カ （一社）プレハブ建築協会との協定
 （略）
（削除）
 キ （一社）富山県警備業協会との協定
 （略）
（削除）
 ク （公社）富山県医師会との協定
 （略）
（削除）
 ケ （一社）富山県建設業協会等との協定
 （略）
（削除）
 コ 住宅金融支援機構との協定
 （略）
（削除）
 サ （一社）日本自動車連盟中部本部富山支部との協定
 （略）
（削除）
 シ （一社）富山県トラック協会・富山県倉庫協会との協定
 （略）

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

（資料「12-25 災害発生時等の物資の緊急・救援
輸送、保管等に関する協定」）

ス 特定非営利活動法人全国災害救助犬協会との協
定
（略）

（資料「12-26 災害時における災害救助犬の出動
に関する協定」）

セ （一社）富山県産業資源循環協会との協定
（略）

（資料「12-27 地震等による大規模な災害の発生
時における災害廃棄物の処理等に関する協定」）

ソ （一社）富山県構造物解体協会との協定
（略）

（資料「12-28 地震等による大規模な災害の発生
時における建築物等の解体撤去等に関する協定」）

タ 富山県環境保全協同組合との協定
（略）

（資料「12-29 地震等による大規模な災害の発生
時におけるし尿の収集運搬等に関する協定」）

チ 県内各放送事業者とのヘリテレに関する協定
（略）

（資料「12-30 富山県消防防災ヘリコプターから
の映像の提供に関する協定書」）

ツ （一社）建設コンサルタンツ協会北陸支部、（一社）
富山県測量設計業協会、富山県地質調査業協会との
協定
（略）

（資料「12-32 災害時における応急対策業務に
関する協定」）

テ （一社）斜面防災対策技術協会富山県支部、（一社）
富山県緑化造園土木協会との協定
（略）

（資料「12-33 災害時における応急対策業務に関
する協定」）

ト 中日本高速道路株式会社との協定
（略）

（削除）

ス 特定非営利活動法人全国災害救助犬協会との協
定
（略）

（削除）

セ （一社）富山県産業資源循環協会との協定
（略）

（削除）

ソ （一社）富山県構造物解体協会との協定
（略）

（削除）

タ 富山県環境保全協同組合との協定
（略）

（削除）

チ 県内各放送事業者とのヘリテレに関する協定
（略）

（削除）

ツ （一社）建設コンサルタンツ協会北陸支部、（一社）
富山県測量設計業協会、富山県地質調査業協会との
協定
（略）

（削除）

テ （一社）斜面防災対策技術協会富山県支部、（一社）
富山県緑化造園土木協会との協定
（略）

（削除）

ト 中日本高速道路株式会社との協定
（略）

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(資料「12-34-1 富山県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定書」)

(資料「12-34-2 大規模災害発生時の応急復旧業務の実施に係る相互協力に関する協定」)

ナ (公社)富山県宅地建物取引業協会との協定
(略)

(資料「12-35 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書」)

ニ (一社)日本フランチャイズチェーン協会加盟 10
社との協定
(略)

（資料「12-37 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」）

又 富山県石油商業組合との協定
(略)

(資料「12-38 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」)

ネ (株)北陸銀行との協定
(略)

(資料「12-39 災害時等の応援に関する協定書」)

ノ～シ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(削除)

ナ (公社)富山県宅地建物取引業協会との協定
(略)

(削除)

ニ (一社)日本フランチャイズチェーン協会加盟 10
社との協定
(略)

(削除)

ヌ 富山県石油商業組合との協定
(略)

(削除)

ネ (株)北陸銀行との協定
(略)

(削除)

ノ～シ (略)

す 北陸コカ・コーラボトリング株式会社との協定
県と北陸コカ・コーラボトリング株式会社は、令和5年3月1日に「災害時における救援物資提供に関する協定書」を締結し、災害等の非常時における物資の提供に関する協力について取り決めている。

せ 株式会社ダイワテックとの協定

県と株式会社ダイワテックは、令和5年3月28日に「災害時における資機材のレンタルに関する協定書」を締結し、災害時に必要な資機材の調達に関する協力について取り決めている。

そ 公益社団法人富山県バス協会との協定

県と公益社団法人富山県バス協会は、令和5年4月24日に「災害時等におけるバスによる緊急・救援輸送に関する協定書」を締結し、災害時等における

協定の締結 による修正

協定の締結
による修正協定の締結
による修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

<u>（新設）</u>	<u>バスによる緊急・救援輸送に関する協力について取り決めている。</u>	
	<u>た 一般社団法人日本カーシェアリング協会との協定</u>	
	<u>県と一般社団法人日本カーシェアリング協会は、令和5年6月30日に「災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定書」を締結し、災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協力について取り決めている。</u>	協定の締結による修正
<u>（新設）</u>	<u>ち 一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワークとの協定</u>	
	<u>県と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワークは、令和5年7月31日に「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書」を締結し、災害時における物資の輸送・荷役等に関する協力について取り決めている。</u>	協定の締結による修正
<u>（新設）</u>	<u>つ 北陸コカ・コーラボトリング株式会社との協定</u>	
	<u>県と北陸コカ・コーラボトリング株式会社は、令和5年11月20日に「災害救助物資の供給等に関する協定書」を締結し、災害の救助に必要な物資の供給に関する協力について取り決めている。</u>	協定の締結による修正
<u>（新設）</u>	<u>て 済生会富山病院との協定</u>	
	<u>県と済生会富山病院は、令和6年3月28日に「富山県DMA Tの派遣に関する協定書」を締結し、災害時や感染症安堵の発生・まん延時において、被災現場等へ出動し迅速な救命措置を行うことについて取り決めている。</u>	協定の締結による修正
<u>（新設）</u>	<u>と一般社団法人富山県鍼灸マッサージ師会との協定</u>	
	<u>県と一般社団法人富山県鍼灸マッサージ師会は、令和6年4月22日に「災害時の避難所等における支援活動に関する協定書」を締結し、避難所等における鍼・灸・あん摩マッサージ指圧の施術及び療養上の相談等に関する協力について取り決めている。</u>	協定の締結による修正
<u>（新設）</u>	<u>な 富山県ドローン物資運搬協会との協定</u>	
	<u>県と富山県ドローン物資運搬協会は、令和6年12月9日に「災害時におけるドローンを活用した物資</u>	協定の締結による修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(2) 防災機関間の相互協力 ア 日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部との相互協力 (略) <u>(資料「12-12 日本赤十字社富山県支部長と伏木海上保安部長との応援救護に関する協定」</u> イ (略) ウ ガス会社間の相互協力 (略) 一方、(一社)富山県エルピーガス協会は、県及び全市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を、北陸三県の協会で「北陸三県災害時相互応援協定」<u>を締結するとともに</u>、富山県LPガス災害対策要綱を定めており、災害時にはLPガスの保安の確保と安定供給（中核充填所※と連携）に万全を期すこととしている。 エ (略) 4 (略) 5 民間の協力（県各部局、市町村、防災関係機関） 県、市町村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。 <u>(新設)</u> (略) 第<u>9</u> 災害復旧・復興への備え <u>(新設)</u>	<u>運搬等に関する協定書」を締結し、災害時において、孤立集落等への物資供給についてドローンを活用した物資運搬等の協力について取り決めている。</u> (2) 防災機関間の相互協力 ア 日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部との相互協力 (略) <u>(削除)</u> イ (略) ウ ガス会社間の相互協力 (略) 一方、(一社)富山県エルピーガス協会は、県及び全市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を<u>締結するとともに</u>、北陸三県の協会で「北陸三県災害時相互応援協定」、<u>また、中部五県の協会で「中部地区LPガス連合会災害時相互応援協定」を締結しているほか</u>、富山県LPガス災害対策要綱を定めており、災害時にはLPガスの保安の確保と安定供給（中核充填所※と連携）に万全を期すこととしている。 エ (略) 4 (略) 5 民間の協力（県各部局、市町村、防災関係機関） 県、市町村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。 <u>県及び市町村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両はあらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付ができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u> (略) 第<u>13</u> 災害復旧・復興への備え <u>1 遺体安置所の指定</u> 県は、市町村と連携・調整のうえ、遺体の安置所として使用可能な施設（寺院、公共建築物等）をあらかじめ複数箇所指定するものとする。	資料編に合わせて修正 協定締結による修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正 災害対応検証を踏まえた修正
---	--	--

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

1 災害廃棄物発生への対応 (略)

市町村は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

第6節 救援・救護体制の整備 (略)

第1 消防体制の確立

1 (略)

2 救助・緊急体制の整備（県危機管理局、県厚生部、県警

2 災害廃棄物発生への対応 (略)

市町村は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保（他用途（仮設住宅用地等）との優先順位に係る事前調整）や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制・役割分担、手順、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方（応援要請先、要請のタイミング、要請する内容、その他具体的な業務内容等）、住民やボランティアセンターへの周知方法等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、廃棄物発生量の推計根拠となる被災家屋棟数等の情報を収集する体制を検討するものとする。

県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制・役割分担、手順、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、市町村や廃棄物処理事業者による災害廃棄物処理計画・業務マニュアル等の作成・ハンドブック化に向けた支援や応援協定の見直し支援を行うとともに、関係者との意見交換や訓練などを定期的の実施し、顔の見える関係づくりに努める。

(略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第6節 救援・救護体制の整備 (略)

第1 消防体制の確立

1 (略)

2 救助・緊急体制の整備（県危機管理局、県厚生部、県警

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村)

(1) 救助体制の整備

ア (略)

イ (略)

(資料 「4 - 18 救助活動のための機械器具等の保有状況」)

ウ～カ (略)

(2) (略)

(3) 医療機関との連携体制

ア 市町村は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。

イ 県は、震災時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握できるよう広域災害・救急医療情報システムの拡充整備に努め、操作等の訓練を定期的に行うとともに、システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するための非常用通信手段の確保や、無線通信設備の災害拠点病院等への整備に努める。

(資料「9 - 8 広域災害・救急医療情報システムの概要」

※1～5 (略)

(新設)

(新設)

(略)

第2 医療救護体制の整備

1 緊急連絡網 (県厚生部)

察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村)

(1) 救助体制の整備

ア (略)

イ (略)

(資料 「4 - 16 救助活動のための機械器具等の保有状況」)

(3) 医療機関との連携体制

ア 市町村は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。

イ 県は、震災時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握できるよう広域災害・救急医療情報システム (EMIS※6) の拡充整備に努め、操作等の訓練を定期的に行うとともに、システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するための非常用通信手段の確保や、無線通信設備の災害拠点病院等への整備に努める。

(削除)

※1～5 (略)

※6 広域災害・救急医療情報システム (Emergency Medical Information System。略称「EMIS」) 災害拠点病院をはじめとした医療機関、医療関係団体、消防機関、保健所、市町村等との間の情報ネットワーク化及び国、都道府県間との広域情報ネットワーク化を図り、災害時における被災地内、被災地外における医療機関の活動状況など、災害医療に関わる情報を収集・提供し被災地域での迅速かつ適切な医療・救護活動を支援することを目的としたシステム

3 治安維持対策の検討 (県警察本部、市町村)

震災時の混乱に乗じた各種犯罪の発生に備え、県、市町村、県警察本部等が連携して対策の検討に努める。

(略)

第2 医療救護体制の整備

1 緊急連絡体制 (県厚生部)

資料編に合わせた修正

資料の修正に伴う修正

災害対応検証を踏まえた修正

組織改正に

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

県厚生部医務課、健康対策室、くすり政策課及び各厚生センターは、災害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示しておく。

2～4（略）

5 医療救護班の編成（県厚生部）

（1）（略）

（2）医療救護班設置要綱の作成

公的病院は、あらかじめ医療救護班設置要綱を作成しておく。

（資料「9－2 公的病院名簿」

「9－9 医療救護班設置要綱」）

6（略）

7 後方医療体制（県厚生部）

（1）災害拠点病院の整備

ア（略）

イ 設置

（ア）基幹災害拠点病院

県立中央病院、富山大学附属病院

（イ）地域災害拠点病院

新川 黒部市民病院

富山 富山市民病院、富山赤十字病院

高岡 高岡市民病院、厚生連高岡病院

砺波 砺波総合病院

（2）後方病院の整備

ア 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する患者を適切な後方医療施設に搬送して治療を行うため、県は、公的病院を中心とした後方病院の整備確保に努める。

イ 県は、災害時に備え、災害拠点病院以外の医療機関の広域災害・救急医療情報システムへの登録促進に努めるものとする。（資料「9－1 富山県病院名簿」、
「9－2 公的病院名簿」）

県保健医療福祉調整本部を構成する関係各課及び各厚生センターは、災害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示しておく。

2～4（略）

5 医療救護班の編成（県厚生部）

（1）（略）

（2）医療救護班設置要綱の作成

公的病院は、あらかじめ医療救護班設置要綱を作成しておく。

（資料「9－1 公的病院名簿」

「9－5 医療救護班設置要綱」）

6（略）

7 後方医療体制（県厚生部）

（1）災害拠点病院の整備

ア（略）

イ 設置

（ア）基幹災害拠点病院

県立中央病院、富山大学附属病院

（イ）地域災害拠点病院

新川 黒部市民病院

富山 富山市民病院、富山赤十字病院、

済生会富山病院

高岡 高岡市民病院、厚生連高岡病院

砺波 市立砺波総合病院

（2）後方病院の整備

ア 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する患者を適切な後方医療施設に搬送して治療を行うため、県は、公的病院を中心とした後方病院の整備確保に努める。

イ 県は、災害時に備え、災害拠点病院以外の医療機関の広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への登録促進に努めるものとする。（資料「9－1 公的病院名簿」）

伴う修正

資料編に合わせた修正

時点修正

広域災害・救急医療情報システムに関して略称「EMIS」の併記を統一するもの
資料削除に伴う修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(3)～(4) (略) 8 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部） (1) 医薬品等の確保 ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保 (略) (資料「<u>9－5 災害救護用医療セットの内容品内訳書</u>」 「<u>12－15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書</u>」) イ (略) ウ 家庭常備薬の避難所への配置 (略) (資料「<u>9－6 家庭常備薬の種類と数量</u>」) エ (略) (2)～(3) (略) 第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 (略) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。 県及び保健所設置市の厚生センター、保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の</u>自宅療養者等の被災に備えて、<u>平常時</u>から防災担当部局（県の厚生センターにあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保	(3)～(4) (略) 8 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部） (1) 医薬品等の確保 ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保 (略) (資料「<u>12－3 富山県の災害時応援協定締結状況</u>」) イ (略) ウ 家庭常備薬の避難所への配置 (略) (資料「<u>9－4 家庭常備薬の種類と数量</u>」) エ (略) (2)～(3) (略) 第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 (略) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。 <u>県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u> 県及び保健所設置市の厚生センター、保健所は、<u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における</u>自宅療養者等の被災に備えて、<u>災害発生前</u>から防災担当部局（県の厚生センターにあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部	資料編に合わせた修正 災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正
--	--	---

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県危機管理局、県土木部、市町村）

（1）指定緊急避難場所及び指定避難所の確保

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

（略）

局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県危機管理局、県土木部、市町村、防災関係機関）

（1）指定緊急避難場所及び指定避難所の確保

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

また、県及び市町村は、避難者が迅速に避難できるよう、市町村の職員や施設管理者が不在でも指定緊急避難場所や指定避難所を解錠できるスマートロック等の導入や、自主防災組織と連携した解錠等について推進し、施設内の安全確認手順を整理し、住民と共有するよう努めるものとする。

（略）

災害対応検証を踏まえた修正
誤字修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

市町村は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

(略)

市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(略)

(資料 「5-2 市町村別避難場所、施設指定状況」)

県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(略)

市町村は、災害時には、必要に応じ、避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

(略)

市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

県は、市町村と連携し、福祉避難所への円滑な避難のため、各施設の設備や利用可能なスペースを把握、リスト化し、施設ごとに受け入れることが可能な要支援者を明確化するとともに、市町村や関係機関との意見交換、情報共有を行うための体制を整備する。

さらに、福祉避難所の確保や要配慮者の福祉避難所への直接避難に関する国及び県の事業、要支援者の避難に関する好事例の共有を図り、市町村の福祉避難所の整備を支援するものとする。

(略)

(資料 「5-2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況」)

県及び市町村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(略)

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

災害対応検証を踏まえた修正

資料編に合わせた修正
国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

	<u>県及び市町村は、獣医師会等と連携し、家庭動物の飼い主へ災害対策について啓発するものとする。</u> <u>県は、広域避難における関係機関の連携・協力体制や避難先の開設運営方法、広域避難者の受入市町村における広域避難者への支援の範囲等に関するマニュアルの整備に努めるものとする。また、他市町村からの避難者の情報を市町村間で共有するために、広域避難者を管理するシステムの活用を検討する。</u> <u>また、災害時に災害対策本部等で使用する予定のある施設や災害拠点病院等の防災上重要な施設では、避難者の受け入れが困難であることを平常時から周知するとともに、誤って施設を訪れた避難者への対応を事前に定めておくものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正
イ 指定避難所における施設、設備の整備 市町村は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、あらかじめ、必要な機能を整理し、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援するものとする。 (ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、<u>段ボール</u>ベッド、パーティション、炊出し用具、毛布、暖房用具等の機器等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。 また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。	イ 指定避難所における施設、設備の整備 市町村は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、あらかじめ、<u>トイレ、キッチン、ベッド、シャワー等の避難所の環境改善に必要な機能を整理し、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援する。さらに、県及び市町村は、必要な施設、設備の確保のため、民間事業者等との災害時応援協定の締結を促進する。</u> (ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、ベッド、パーティション、<u>テント</u>、炊出し用具、毛布、暖房用具等の機器等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努めるとともに、<u>ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるものとする。</u>なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮し、<u>便利で使いやすい備蓄品を導入するなど、令和6年</u>	災害対応検証に伴う修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。

また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努めるものとする。

(略)

ウ 指定避難所における運営体制の整備

指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営委員会の設置、住民との役割分担を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように

能登半島地震における課題や県民アンケートの結果を踏まえ品目・数量を検討する。

また、キッチンカー団体やキッチンカーを保有する民間事業者との災害応援協定の締結等により、温かい食事を提供できる体制を整備するものとする。

さらに、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(イ) 井戸、給水タンク、仮設（簡易）トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備するとともに、令和6年能登半島地震において活用されたトイレカー、断水時に使用可能な水循環型シャワー等の整備について検討する。

また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努めるものとする。

(略)

ウ 指定避難所における運営体制の整備

(ア) 指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、自主防災組織や社会福祉協議会等と連携し、避難所運営委員会の設置、住民との役割分担を記載した避難所運営マニュアルを作成し、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、定期的な訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(略)

また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

(新設)

県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。また、避難所における新型感染症対策など、新たな課題が生じた場合には、速やかに策定指針を改正し、市町村に周知するよう努めるものとする。

(新設)

(新設)

等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(略)

また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有する専門家、NPO・ボランティア・民間事業者等との定期的な情報交換を行い、連携を強化し、円滑な避難所運営ができる体制の整備に努める。

さらに、県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを迅速に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成するとともに、市町村や関係機関と避難所の環境改善や運営体制などの避難所のあり方について検討し、策定指針の見直しを行うものとする。また、避難所における感染症対策など、新たな課題が生じた場合には、速やかに策定指針を改正し、市町村に周知するよう努めるものとする。

(イ) 県及び市町村は、国や県の実証事業やマイナワンバ一等を活用した先行事例を踏まえ、避難所運営や避難者情報管理のデジタル化の推進に努めるものとする。

(ウ) 県及び市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

（新設）

（２）～（４）避難道路の確保（略）

２（略）

３ 物資等の確保（県危機管理局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）
（略）

さらに、国及び県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

（新設）

（１）（略）

（２）食料の確保

ア 非常食の備蓄、調達体制

（ア）～（オ）（略）

（カ）（略）

（資料「５－５ 主要食料品の生産量」

「５－６ 主要食料品の生産業者所在地」

「５－１６ 災害救助物資備蓄状況」

「１２－２１ 災害救助物資の供給等に関する協定書」）

イ 炊出し計画

（ア）略

（イ）炊出しは、米飯、弁当、パン、即席メン等とす

者等の支援方策を検討するものとする。

（エ）県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

（２）～（４）避難道路の確保（略）

２（略）

３ 物資等の確保（県危機管理局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）
（略）

さらに、国及び県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

県及び市町村は、物資の迅速な配布のため、県物資拠点運営・輸送マニュアルを適宜見直すとともに、保管場所について、各地区の拠点となる避難所での分散備蓄など、備蓄拠点配置の最適化について検討する。また、迅速な物資の配布のため、備蓄物資のリストや保管場所等を自主防災組織等の関係者と共有し、連携の強化を図る。

（１）（略）

（２）食料の確保

ア 非常食の備蓄、調達体制

（ア）～（オ）（略）

（カ）（略）

（資料「５－１２ 災害救助物資備蓄状況」

「１２－３ 富山県の災害時応援協定締結状況」）

イ 炊出し計画

（ア）略

（イ）炊出しは、米飯、弁当、パン、即席メン等とす

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

資料編に合わせた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

る。
（資料「5－4 小中学校給食施設」、「5－13 移動可能な給食器材」）

ウ（略）
エ 輸送

（ア）（略）

（イ）県及び市町村は、物資の輸送や保管・管理の手段を確保するため、物流・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ、関係団体に協力を依頼しておくものとする。

（3）生活必需品の確保

ア 生活必需品の備蓄、調達

（ア）県は、広域的な見地から生活必需品を備蓄し、広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。

（イ）市町村は、生活必需品を備蓄するとともに災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。

（ウ）県及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として有効である、マスク、消毒液等の備蓄を奨励するものとする。

（エ）市町村は、住民の家族構成に応じた最低3日間分（推奨1週間分）の携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパーなど生活必需品の備蓄及を積極的に啓発し、奨励するものとする。

る。
（資料「5－4 小中学校給食施設」、「5－9 移動可能な給食器材」）

ウ（略）
エ 輸送

（ア）（略）

（イ）県及び市町村は、物資の輸送や保管・管理の手段を確保するため、物流・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ、関係団体に協力を依頼しておくとともに、訓練を実施し輸送体制の強化を図るものとする。

（3）生活必需品の確保

ア 生活必需品の備蓄、調達

（ア）県は、広域的な見地から生活必需品を備蓄し、広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。

（イ）市町村は、生活必需品を備蓄するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。また、市町村は、被災実績や他自治体の被災事例等を踏まえ、備蓄物資（毛布、ストーブ等）の内容・数量等を適宜見直すものとする。なお、生活必需品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮し、便利で使いやすい物資を導入するなど、最新の動向を踏まえ検討するとともに、現物備蓄に限界があることを踏まえ、必要に応じて子育て支援ネットワーク等の関係団体を紹介する体制を確保する。

（ウ）県及び市町村は、感染症対策として有効である、マスク、消毒液等の備蓄を奨励するものとする。

（エ）市町村は、住民の家族構成に応じた最低3日間分（推奨1週間分）の携帯トイレ・簡易トイレ・トイレ凝固剤、トイレトーパーなど生活必需品の備蓄及を積極的に啓発し、奨励するものとする。

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画修正に伴う修正
災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(オ) ～ (カ) (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達 (ア) ～ (イ) (略) <u>(新設)</u> ウ 救援及び輸送 (略) (資料「<u>5－7 生活必需物資応急調達可能数</u>」 「<u>5－10 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等交付基準</u>」 「<u>5－16 災害救助物資備蓄状況</u>」 「<u>12－21 災害救助物資の供給等に関する協定書</u>」 「<u>12－22 災害発生時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書</u>」) (4) (略) 4～5 (略) 第4 (略) 第5 孤立集落の予防 1 実態の調査等 (市町村) <u>市町村は、孤立化のおそれのある集落について事前に実情の調査を行うとともに、万一に備えた救助計画を策定し</u>	(オ) ～ (カ) (略) <u>(キ) 県は、市町村と連携し、県内の防災井戸の設置状況を周知することで活用を促進するものとする。</u> <u>(ク) 市町村は、住民や自主防災組織が自助、共助の観点から備蓄すべき生活必需品を周知し、備蓄を積極的に啓発するとともに、県及び市町村が備蓄する品目以外の個人備蓄を奨励するものとする。</u> イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達 (ア) ～ (イ) (略) <u>(ウ) 市町村は、キッチンカー団体やキッチンカーを保有する民間事業者との避難所等における食事の提供に関する災害時応援協定の締結を推進するとともに、調理器具の備蓄等を行い、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できる体制を整備する。</u> ウ 救援及び輸送 (略) (資料「<u>5－7 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等交付基準</u>」 「<u>5－12 災害救助物資の現物備蓄状況</u>」 「<u>12－3 富山県の災害時応援協定締結状況</u>」) (4) (略) 4～5 (略) 第4 (略) 第5 孤立集落の予防 1 実態の調査等 (<u>県</u>、市町村) <u>県及び市町村は、孤立化のおそれのある集落と各集落の課題の把握に努めるとともに、「富山県孤立集落予防・応</u>	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 資料編の記載に合わせ修正 災害対応検証を踏まえた修正
--	---	---

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

<u>ておくものとする。</u>	<u>急対策指針」について、過去の災害から得られた教訓や災害対応の課題に対する検証を踏まえた見直しを行い、市町村や各集落に周知し、孤立集落の予防対策・応急対策の推進に取り組むものとする。</u>	た修正
<u>(新設)</u>	<u>また、防災関係機関や民間事業者と連携し、孤立集落の発生状況に対する上空からの把握や、無人航空機による物資輸送等を行える体制の整備を推進するとともに、万一に備えた救助計画を策定し、訓練を実施するものとする。</u> <u>2 防災力向上への支援（県、市町村）</u>	
<u>2 (略)</u> <u>3 通信連絡体制の整備（県警察本部、市町村）</u> (1) 集落と役場等との連絡体制の整備 (略) (資料 「7-3 市町村防災行政無線施設設置状況」 <u>「7-7 富山県非常無線通信用無線局」)</u> (2) (略) <u>4 事前措置（県危機管理局、県厚生部、県警察本部、市町村）</u> (1) (略) <u>(新設)</u>	<u>県及び市町村は、孤立化のおそれのある集落における地区防災計画の策定や、停電や断水等のライフラインの途絶に対応できるオフグリッド化のための資機材整備等による自主防災組織の防災力向上への支援に取り組むものとする。</u> <u>3 (略)</u> <u>4 通信連絡体制の整備（県警察本部、市町村）</u> (1) 集落と役場等との連絡体制の整備 (略) (資料 「7-3 市町村防災行政無線施設設置状況」 (2) (略) <u>5 事前措置（県危機管理局、県厚生部、<u>県土木部</u>、県警察本部、市町村）</u> (1) (略) <u>(2) 対応手順の整理</u> <u>複数箇所が集落が孤立化することを想定し、行政としての対応手順（集落内の状況確認体制、道路啓開等の優先順位の基本的な考え方等）を整理する。</u> <u>(3) 道路ネットワーク脆弱地域対策</u> <u>道路管理者は、道路ネットワークが脆弱な地域への対応を考慮した道路啓開計画を作成し、計画的な道路整備に取り組む。</u> <u>また、県及び市町村は、季節や気象条件を考慮した孤立集落へのアクセス方法を検討し、空や海からの救</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>		資料編に合わせた修正
<u>(新設)</u>		災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>		災害対応検証を踏まえた修正
<u>(新設)</u>		災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(2) 緊急、救助実施計画
(略)

第6 災害救援ボランティア活動の支援

(略)

一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者とをつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。

1 (略)

2 ボランティアの普及、要請（県生活環境文化部、市町村）
(1) ～ (2) (略)

(新設)

助・物資輸送を想定したヘリコプターの離着陸やエアクッション艇の揚陸が可能な地点の調査に努めるとともに、道路の寸断の要因となる恐れのある沿道林の事前伐採に努めるものとする。

(4) 緊急、救助実施計画
(略)

第6 災害救援ボランティア活動の体制強化

(略)

一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者とをつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備を図るものとする。

1 (略)

2 ボランティアの普及、要請（県生活環境文化部、市町村）
(1) ～ (2) (略)

(3) 災害中間支援組織の育成等

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）の育成・機能強化に努めるものとする。

市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害救援ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害救援ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化し

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

3 ボランティアの受入体制の整備（県生活環境文化部、市町村）

(1) 富山県災害救援ボランティア連絡会の設置運営

災害時におけるボランティアの円滑な受入れなどについての検討を行うため、県及びボランティア関係機関・団体等を構成員とする協議機関を設置し、相互協力・連絡体制を整備する。

(新設)

(2) 災害ボランティアコーディネーターの養成

(3) (略)

(4) 防災訓練への参加

県及び市町村は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。

(新設)

(新設)

3 ボランティアの受入体制の整備（県生活環境文化部、市町村）

(1) 富山県災害救援ボランティア連絡会の設置運営

災害時におけるボランティアの円滑な受入れ、被災者に対するボランティア活用の呼びかけ、メディアを活用したボランティアについて情報発信などについて検討するとともに、県内のボランティア関係機関・団体等の連携強化を行うため、県及びボランティア関係機関・団体等を構成員とする協議機関を設置し、相互協力・連絡体制等を整備する。

(2) NPO・ボランティア関係機関・団体等との連携
県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害救援ボランティア活動が円滑に行われるよう、受援体制の整備に努めるものとする。

(3) 災害ボランティアコーディネーター等の養成

(4) (略)

(5) 防災訓練への参加・研修等の実施

県及び市町村は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかけるとともに、ボランティア関係機関・団体、自治会、自主防災組織等との連携のあり方について訓練を通して検証する。また、県は関係機関と連携し、SNSやICT等を活用した情報発信に向けた研修の開催により、災害救援ボランティアセンターにおける情報発信力の向上を支援する。

(6) 資機材の整備及び活用体制の構築

ボランティア活動に必要な資機材及びストックヤードを整備するとともに、資機材の活用ネットワークに関する会議等において資機材活用体制の構築に関する検討を行う。

(7) 災害救援ボランティアセンター運営業務の効率化
災害救援ボランティアセンターの運営を円滑に行

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

記載内容に合わせ修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

		<u>い、入力作業や管理作業の負担を軽減するために、費用面も踏まえた災害支援アプリ等の活用・導入について検討する。</u>	た修正
第7節（略）		第7節（略）	
第8節（略）		第8節（略）	
第9節 防災行動力の向上 （略）		第9節 防災行動力の向上 （略）	
第1 防災意識の高揚 （略）		第1 防災意識の高揚 （略）	
その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。		その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等 <u>男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
1 <u>防災関係</u> 職員に対する防災教育（各防災関係機関）		1 職員に対する防災教育（各防災関係機関）	
防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、雪害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育 <u>の</u> 普及徹底を図る。		防災関係機関は、防災業務に従事する職員（ <u>雪害時に参集し、災害対応業務に従事する職員を含む</u> ）に対し、震災時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育 <u>を</u> 普及徹底し、 <u>職員の災害対応能力の向上</u> を図る。	災害対応検証を踏まえた修正
（1）教育の方法		（1）教育の方法	
<u>（新設）</u>		<u>ア ロールプレイング方式による図上訓練の実施</u>	地震・津波災害編に合わせ追加
<u>ア</u> （略）		<u>イ</u> （略）	
<u>（新設）</u>		<u>ウ 国等が実施する研修への派遣</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>（新設）</u>		<u>エ 防災士養成研修の受講</u>	
<u>イ</u> （略）		<u>オ</u> （略）	

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

<u>ウ</u>（略） （２）教育内容 ア 各機関の防災体制と各自の任務分担 イ 非常参集の方法 <u>（新設）</u> <u>ウ</u>（略） <u>エ</u>（略） <u>オ</u>（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>カ</u>（略）	<u>カ</u>（略） （２）教育内容 ア 各機関の防災体制と各自の任務分担<u>と指揮命令系統</u> イ <u>職員の安否確認の実施基準と</u>非常参集の方法 <u>ウ 業務継続計画（ＢＣＰ）の理解と運用</u> <u>エ</u>（略） <u>オ</u>（略） <u>カ</u>（略） <u>キ 各機関内又は関係機関との円滑な情報共有</u> <u>ク 事前の備え（執務室の整理整頓、災害対応資機材の保管場所の確認等）</u> <u>ケ 他自治体や海外等の防災体制や災害対応</u> <u>コ</u>（略）	災害対応検証を踏まえた修正 地震・津波災害編に合わせ追加 災害対応検証を踏まえた修正
2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村） （１）（略） （２）防災教育の充実 ア 学校教育における防災教育 （ア）～（エ）（略） （オ）防災に関する安全教育は、各教科（道徳を含む。）に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、ＰＴＡや地域住民、消防団員等も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。 （カ）～（ケ）（略） イ～エ（略） 3 県民に対する防災知識の普及（県危機管理局、県警察本部、市町村）	2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村） （１）（略） （２）防災教育の充実 ア 学校教育における防災教育 （ア）～（エ）（略） （オ）防災に関する安全教育は、各教科（道徳を含む。）に加え、総合的な学習の時間<u>等</u>の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、ＰＴＡや地域住民、消防団員等も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。 （カ）～（ケ）（略） イ～エ（略） 3 県民に対する防災知識の普及（県危機管理局、県警察本部、市町村）	高等学校を含む表現に修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

県及び市町村は、県民に対し、専門家の知見も活用しながら、最低3日間分（推奨1週間分）の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。

ア～オ（略）

（新設）

4～5（略）

6 災害教訓の伝承

国（内閣府、国立国会図書館、国立公文書館等）、県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2 自主防災組織の強化

（略）

県及び市町村は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。

県及び市町村は、県民に対し、専門家の知見も活用しながら、最低3日間分（推奨1週間分）の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を多様な手段により推進する。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。

ア～オ（略）

カ デジタル技術の活用

県及び市町村は、防災アプリや、県のシームレスデジタル防災マップなどの活用を促す。

4～5（略）

6 災害教訓の伝承

国（内閣府、国立国会図書館、国立公文書館等）、県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

県は、災害時における記録や教訓を四季防災館や防災危機管理センターにおけるパネル展示等により伝承していくとともに、県や関係機関の災害対応業務に関する資料、記録、検証報告書等を収集し、今後の災害対応業務に活用するため、庁内関係部局や市町村と共有するよう努めるものとする。

第2 自主防災組織の強化

（略）

県及び市町村は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備や自主防災組織のニーズを踏まえた支援メニューの検討等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画修正に伴う修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(略) 1 地域における自主防災組織の充実（県危機管理局、市町村） (1) 自主防災組織の結成 (略) (資料「<u>4-21-2 自主防災組織の組織率の推移</u>」) ア (略) イ 自主防災組織の活動基準 (ア) 平常時の活動 a (略) b 各種訓練の実施 (a)～(e) (略) <u>(新設)</u> c～d (略) (イ) 災害時の活動 a (略) <u>(新設)</u> <u>b</u> (略) <u>c</u> (略) <u>d</u> (略) <u>e</u> (略) (2) 防災士の養成と自主防災組織の育成 災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成充実を図るため、県で防災士養成研修を実施し、地域において、防災の専門知識を<u>もった</u>防災士を数多く養成する<u>とともに</u>、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習	(略) 1 地域における自主防災組織の充実（県危機管理局、市町村） (1) 自主防災組織の結成 (略) <u>(削除)</u> ア (略) イ 自主防災組織の活動基準 (ア) 平常時の活動 a (略) b 各種訓練の実施 (a)～(e) (略) <u>(f) その他必要な訓練</u> c～d (略) (イ) 災害時の活動 a (略) <u>b 近所への呼びかけ</u> <u>c</u> (略) <u>d</u> (略) <u>e</u> (略) <u>f</u> (略) (2) 防災士の養成と自主防災組織の育成 災害時において重要な役割を担う自主防災組織<u>や</u><u>地域の防災リーダー</u>の育成充実を図るため、県で防災士養成研修<u>やスキルアップ研修等</u>を実施し、地域において、防災の専門知識を<u>もち、避難所運営への参画や、住民主体の地区防災計画の作成を推進できる</u>防災士	資料編に合わせて修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正
---	---	--

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。

（３）自主防災組織の活動環境の整備

市町村は、自主防災組織を活性化し、震災時に効果的な活動をするために、活動に使用する資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。

県は、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する資機材の整備に対し、市町村とともに支援するものとする。また、沿岸の自主防災組織によるゴムボート、ライフジャケット等津波対策資機材の整備に対しても、市町村とともに支援するものとする。

（４）自主防災組織の訓練の充実

震災時における迅速、的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、市町村は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導を行うものとする。（資料「４－21 自主防災組織の現況」）

（５）小学校区単位、市町村単位、県単位の連絡協議会の設置

（略）

（資料「４－21-1 自主防災組織の現況」）

を数多く養成する。また、女性防災士の養成を推進し、女性の視点や経験を活かした防災活動の強化を図る。併せて、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など教育訓練を受ける機会や防災士同士が活動事例を共有する機会、交流する機会の提供に努めるものとする。

（３）自主防災組織の活動環境の整備

市町村は、自主防災組織を活性化し、震災時に効果的な活動をするために、活動に使用する資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。

県は、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する資機材の整備に対し、市町村とともに支援するものとする。また、沿岸の自主防災組織によるゴムボート、ライフジャケット等津波対策資機材の整備、孤立化のおそれのある集落の自主防災組織による停電・断水を想定したオフグリッド型の資機材に対しても、市町村とともに支援するものとする。

（４）自主防災組織の訓練の充実

震災時における迅速、的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から初期消火訓練、安否確認訓練、応急救護訓練、避難訓練、避難所開設・運営訓練等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、市町村は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導を行うものとする。（資料「４－19 自主防災組織の現況」）

（５）小学校区単位、市町村単位、県単位の連絡協議会の設置

（略）

（資料「４－19 自主防災組織の現況」）

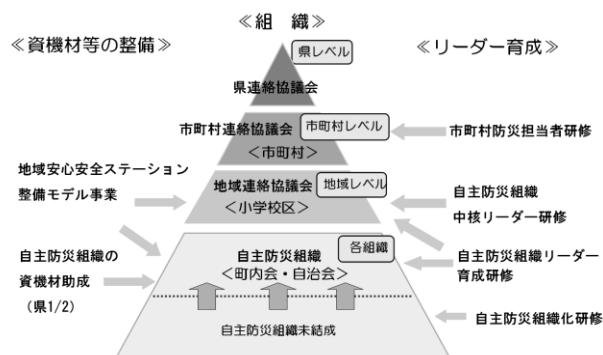
災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

（６）自主防災組織と地域の様々な団体との連携 （略）

自主防災組織への支援



（７）（略）

２ 企業防災の促進（県危機管理局、市町村）

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともにリスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴

（６）自主防災組織と地域の様々な団体との連携 （略）

（削除）

（７）（略）

２ 企業防災の促進（県危機管理局、県商工労働部、市町村）

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取り組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴

現状の支援
内容を踏ま
え削除

国の防災基
本計画の記
載に合わせ
修正

災害対応検
証を踏まえ

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

（略）

3（略）

第3（略）

第4 防災訓練の充実

（略）

また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫する。

1 冬期防災訓練の実施（各防災関係機関）

（1）職員参集訓練

県及び市町村は、震災時における応急対策の万全を期すため、必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づき職員参集訓練を実施する。

（新設）

って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

（略）

3（略）

第3（略）

第4 防災訓練の充実

（略）

また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行う。また、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように関係機関と連携する、発災初期の被害情報が限られた状況を想定するなど、実災害の対応から得られた教訓や改善策、各種計画・マニュアル等を踏まえて実践的なものとなるよう工夫する。

1 冬期防災訓練の実施（各防災関係機関）

（1）職員参集訓練

県及び市町村は、震災時における応急対策の万全を期すため、必要な職員の動員体制の整備や参集時のルール・連絡方法、災害対策本部での受付手順等を確認し、各機関の配備計画に基づき職員参集訓練を実施する。

（2）情報収集・伝達訓練

各防災関係機関は、情報収集・伝達に関するマニュアル等を用いて、無人航空機による情報収集や各種情報共有システムの取扱いの習熟に向けた訓練を実施する。併せて、電子機器が使えない事態等を想定し、紙の地図等を用いた情報のとりまとめ訓練等も実施する。また、必要に応じて複数機関による合同訓練を実施する。

た修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

<u>（新設）</u>	<u>（３）避難所開設・運営訓練</u> <u>市町村及び自主防災組織、防災士等は、事前に作成したマニュアル等を用いて避難所の開設・運営訓練を行う。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
（２）消防訓練 消防は、積雪による交通障害や消火栓の使用不能等を想定し、さらに地域住民一体となった消防訓練や隣接消防との合同消防訓練を実施するよう努める。	<u>（４）消防訓練</u> 消防は、積雪による交通障害や<u>同時多発火災</u>、消火栓の使用不能等を想定し、さらに地域住民一体となった消防訓練や隣接消防との合同消防訓練を実施するよう努める。	災害対応検証を踏まえた修正
<u>（新設）</u>	<u>（５）保健医療福祉調整本部等の設置・運営訓練</u> <u>県は、厚生センター、市町村、日本赤十字社等、関係機関の協力を得ながら、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、平常時から、保健医療福祉調整本部、DMA T調整本部、地域保健医療福祉調整本部、DMA T活動拠点本部の設置・運営、関係機関に権限を一部委託・譲渡した保健医療福祉調整本部の運営等に関する研修や訓練を実施する。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>（新設）</u>	<u>（６）道路啓開訓練</u> <u>道路管理者及び関係機関は、北陸圏域道路啓開計画に基づき、被災状況に応じた優先啓開道路の決定手順の確認や関係機関との円滑な情報共有体制の確立に関する訓練を実施する。また、情報収集・伝達に係る機器及び地図等の活用による、発災時を想定した状況付与型の道路啓開訓練を実施する。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
（３）避難訓練 <u>（新設）</u>	<u>（７）避難訓練</u> <u>（８）避難誘導訓練</u> <u>県及び警察は、車両避難により混乱が生じることがないように、住民等の協力のもと、車両避難者の誘導訓練を実施する。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>（新設）</u>	<u>（９）物資拠点運営・救援物資輸送訓練</u> <u>県は、物資拠点運営及び救援物資の輸送、供給を速やかに実施するための庁内体制を構築し、関係機関との円滑な連携に資する情報共有、オペレーション方法等の確認を行うため、物資拠点運営・輸送マニュアルに基づく図上及び訓練を実施する。</u>	災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(4) (略) (5) (略) (6) その他の訓練 防災関係機関は、それぞれ定めた雪害応急対策に基づき、図上演習も含めた各種訓練を実施するものとする。 2 (略) 3 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進 県及び市町村は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 4 防災訓練における要配慮者への配慮 <u>県及び市町村は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の災害時避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u> 5 (略) 第5 要配慮者の安全確保 (略) 1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村） (1) 避難行動要支援者の支援 ア 避難支援体制の整備	(10) (略) (11) (略) (12) その他の訓練 防災関係機関は、それぞれ定めた雪害応急対策<u>や事業継続計画（BCP）</u>に基づき、図上演習も含めた各種訓練を実施するものとする。 2 (略) 3 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進 県及び市町村は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の災害時の<u>適切な避難行動や避難先、避難所の開設・運営方法</u>、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 4 防災訓練における要配慮者への配慮 <u>県、市町村、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u> 5 (略) 第5 要配慮者の安全確保 (略) 1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村） (1) 避難行動要支援者の支援 ア 避難支援体制の整備	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正
---	--	--

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町村においては、市町村地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別避難計画を策定するよう努める。県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう市町村を支援する。
(略)

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

そして、市町村は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市町村は、市町村地域防災計画に定めると

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町村においては、市町村地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別避難計画を策定するよう努める。県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう、要支援者の避難に関する好事例の共有や市町村の抱える課題対応への支援を行う。
(略)

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

そして、市町村は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよ

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

ころにより、消防機関、警察、福祉専門職、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

ウ（略）

（２）要配慮者の支援

ア（略）

う、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、福祉専門職、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

県は、市町村における個別避難計画に係る取組みに関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組みを通じた支援に努めるものとする。

ウ（略）

（２）要配慮者の支援

ア（略）

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

イ 在宅の要配慮者対策

市町村は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、災害時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策（県厚生部、市町村）

（１）（略）

（２）施設間の応援協力体制の確立

（略）

（資料「５－15 社会福祉施設の設置状況」）

3 外国人の安全確保対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村）

（１）防災知識の普及・啓発

県及び市町村は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。

（２）災害時の支援体制の整備

県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。

また、県及び市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

イ 在宅の要配慮者対策

市町村は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、災害時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努めるとともに要配慮者自身による自助対策（家具の固定、備蓄品や持ち出し品の用意、近所との関係づくりなど）を推奨するものとする。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策（県厚生部、市町村）

（１）（略）

（２）施設間の応援協力体制の確立

（略）

（資料「５－11 社会福祉施設の設置状況」）

3 外国人の安全確保対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村、関係機関）

（１）防災知識の普及・啓発

県及び市町村は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、デジタル技術も活用して日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。

（２）災害時の支援体制の整備

県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成、外国人住民の居住地の把握に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。

また、県及び市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努めるとともに、富山県災害多言語支援センター・NPO等の通訳ボランティアと

災害対応検証を踏まえた修正

資料編に合わせた修正
災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(3) (略) <u>(新設)</u>	<u>連携した避難所運営訓練の実施や、多言語翻訳機、アプリなどの活用を検討する。</u> <u>県は、外国人への適切な情報提供に向け、デジタル技術の活用や情報伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、外国人向けの防災情報を取りまとめたウェブサイトについて、県内企業のほか宿泊・観光事業者へ周知する。</u> <u>県は、市町村向けの避難所運営研修や自主防災リーダー研修等において、外国人避難者を想定した避難所運営に関する研修を行う。</u> (3) (略) <u>(4) 富山県災害多言語支援センターの運営訓練</u> <u>県と公益財団法人とやま国際センターは、県内の外国人支援を円滑に行うため、「富山県災害多言語支援センター設置ガイドライン」に基づき、富山県災害多言語支援センターの設置・運用に関する初動対応訓練を実施するとともに、被災経験や訓練を踏まえてガイドラインの継続的な見直しに努める。</u>	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正
第10節 調査研究 (略) これらの各種の雪害を克服するためには、その発生メカニズムの解明と対策について、総合的かつ科学的に調査・研究することが必要であり、防災関係機関は、その責務に基づき積極的に調査・研究の推進を図るものとする。	第10節 調査研究 (略) これらの各種の雪害を克服するためには、その発生メカニズムの解明と対策について、総合的かつ科学的に調査・研究することが必要であり、防災関係機関は、その責務に基づき積極的に調査・研究の推進を図るものとする。<u>また、雪害発生時における円滑な人命救助活動等に資するよう、官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発を推進するものとする。</u>	国の防災基本計画の記載に合わせ修正
第3章 雪害応急対策 (略) 第1節 予警報の伝達 (略) 第1 雪等に関する予警報の種類及び発表基準（富山地方気象台） (略)	第3章 雪害応急対策 (略) 第1節 予警報の伝達 (略) 第1 雪等に関する予警報の種類及び発表基準（富山地方気象台） (略)	

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

1 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(新設)

2 警報・注意報の種類及び発表基準

令和4年5月26日現在

注 記		富山地方気象台				令和4年5月29日現在
地理要素		富山地方気象台				
地理系統図		富山港				
一次観測区域		東部	東部北	西部北	西部	
地理対象要素と対応地域		東部	東部北	西部北	西部	
気候	大雨	区域内の気象計で観測する基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の気象計で観測する基準に到達することが予想される場合				
	積雪(平均積雪)	積上 20cm、 積上 20cm/日	積上 20cm、 積上 20cm/日	積上 20cm、 積上 20cm/日	積上 20cm、 積上 20cm/日	積上 20cm、 積上 20cm/日
	積雪(平均積雪)	積上 20cm、 積上 20cm/日	積上 20cm、 積上 20cm/日	積上 20cm、 積上 20cm/日	積上 20cm、 積上 20cm/日	積上 20cm、 積上 20cm/日
	大雪	平地 6時間降雪の深さ 30cm 山間部 12時間降雪の深さ 30cm	平地 6時間降雪の深さ 25cm 山間部 12時間降雪の深さ 35cm	6時間降雪の深さ 30cm	平地 6時間降雪の深さ 25cm 山間部 12時間降雪の深さ 35cm	
	凍結(海氷凍結)	6.5m		6.5m		
	降雪	区域内の気象計で観測する基準に到達することが予想される場合				
	大雨	区域内の気象計で観測する基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の気象計で観測する基準に到達することが予想される場合				
	積雪(平均積雪)	積上 12cm、 積上 15cm/日	積上 12cm、 積上 15cm/日	積上 12cm、 積上 15cm/日	積上 12cm、 積上 15cm/日	積上 12cm、 積上 15cm/日
気象	積雪(平均積雪)	積上 12cm、 積上 15cm/日	積上 12cm、 積上 15cm/日	積上 12cm、 積上 15cm/日	積上 12cm、 積上 15cm/日	積上 12cm、 積上 15cm/日
	大雪	平地 6時間降雪の深さ 35cm 山間部 12時間降雪の深さ 35cm	平地 6時間降雪の深さ 35cm 山間部 12時間降雪の深さ 35cm	6時間降雪の深さ 35cm	平地 6時間降雪の深さ 35cm 山間部 12時間降雪の深さ 35cm	
	凍結(海氷凍結)	2.0m		2.0m		
	降雪	区域内の気象計で観測する基準に到達することが予想される場合				
	積雪	海況等により降雪が予想される場合				
	積雪	1. 積雪深が100mm以上120mm未満 2. 積雪深が120mm以上150mm未満 3. 積雪深が150mm以上180mm未満 4. 積雪深が180mm以上210mm未満 5. 積雪深が210mm以上240mm未満 6. 積雪深が240mm以上270mm未満 7. 積雪深が270mm以上300mm未満 8. 積雪深が300mm以上330mm未満 9. 積雪深が330mm以上360mm未満 10. 積雪深が360mm以上390mm未満 11. 積雪深が390mm以上420mm未満 12. 積雪深が420mm以上450mm未満 13. 積雪深が450mm以上480mm未満 14. 積雪深が480mm以上510mm未満 15. 積雪深が510mm以上540mm未満 16. 積雪深が540mm以上570mm未満 17. 積雪深が570mm以上600mm未満 18. 積雪深が600mm以上630mm未満 19. 積雪深が630mm以上660mm未満 20. 積雪深が660mm以上690mm未満 21. 積雪深が690mm以上720mm未満 22. 積雪深が720mm以上750mm未満 23. 積雪深が750mm以上780mm未満 24. 積雪深が780mm以上810mm未満 25. 積雪深が810mm以上840mm未満 26. 積雪深が840mm以上870mm未満 27. 積雪深が870mm以上900mm未満 28. 積雪深が900mm以上930mm未満 29. 積雪深が930mm以上960mm未満 30. 積雪深が960mm以上990mm未満 31. 積雪深が990mm以上1020mm未満 32. 積雪深が1020mm以上1050mm未満 33. 積雪深が1050mm以上1080mm未満 34. 積雪深が1080mm以上1110mm未満 35. 積雪深が1110mm以上1140mm未満 36. 積雪深が1140mm以上1170mm未満 37. 積雪深が1170mm以上1200mm未満 38. 積雪深が1200mm以上1230mm未満 39. 積雪深が1230mm以上1260mm未満 40. 積雪深が1260mm以上1290mm未満 41. 積雪深が1290mm以上1320mm未満 42. 積雪深が1320mm以上1350mm未満 43. 積雪深が1350mm以上1380mm未満 44. 積雪深が1380mm以上1410mm未満 45. 積雪深が1410mm以上1440mm未満 46. 積雪深が1440mm以上1470mm未満 47. 積雪深が1470mm以上1500mm未満 48. 積雪深が1500mm以上1530mm未満 49. 積雪深が1530mm以上1560mm未満 50. 積雪深が1560mm以上1590mm未満 51. 積雪深が1590mm以上1620mm未満 52. 積雪深が1620mm以上1650mm未満 53. 積雪深が1650mm以上1680mm未満 54. 積雪深が1680mm以上1710mm未満 55. 積雪深が1710mm以上1740mm未満 56. 積雪深が1740mm以上1770mm未満 57. 積雪深が1770mm以上1800mm未満 58. 積雪深が1800mm以上1830mm未満 59. 積雪深が1830mm以上1860mm未満 60. 積雪深が1860mm以上1890mm未満 61. 積雪深が1890mm以上1920mm未満 62. 積雪深が1920mm以上1950mm未満 63. 積雪深が1950mm以上1980mm未満 64. 積雪深が1980mm以上2010mm未満 65. 積雪深が2010mm以上2040mm未満 66. 積雪深が2040mm以上2070mm未満 67. 積雪深が2070mm以上2100mm未満 68. 積雪深が2100mm以上2130mm未満 69. 積雪深が2130mm以上2160mm未満 70. 積雪深が2160mm以上2190mm未満 71. 積雪深が2190mm以上2220mm未満 72. 積雪深が2220mm以上2250mm未満 73. 積雪深が2250mm以上2280mm未満 74. 積雪深が2280mm以上2310mm未満 75. 積雪深が2310mm以上2340mm未満 76. 積雪深が2340mm以上2370mm未満 77. 積雪深が2370mm以上2400mm未満 78. 積雪深が2400mm以上2430mm未満 79. 積雪深が2430mm以上2460mm未満 80. 積雪深が2460mm以上2490mm未満 81. 積雪深が2490mm以上2520mm未満 82. 積雪深が2520mm以上2550mm未満 83. 積雪深が2550mm以上2580mm未満 84. 積雪深が2580mm以上2610mm未満 85. 積雪深が2610mm以上2640mm未満 86. 積雪深が2640mm以上2670mm未満 87. 積雪深が2670mm以上2700mm未満 88. 積雪深が2700mm以上2730mm未満 89. 積雪深が2730mm以上2760mm未満 90. 積雪深が2760mm以上2790mm未満 91. 積雪深が2790mm以上2820mm未満 92. 積雪深が2820mm以上2850mm未満 93. 積雪深が2850mm以上2880mm未満 94. 積雪深が2880mm以上2910mm未満 95. 積雪深が2910mm以上2940mm未満 96. 積雪深が2940mm以上2970mm未満 97. 積雪深が2970mm以上3000mm未満 98. 積雪深が3000mm以上3030mm未満 99. 積雪深が3030mm以上3060mm未満 100. 積雪深が3060mm以上3090mm未満 101. 積雪深が3090mm以上3120mm未満 102. 積雪深が3120mm以上3150mm未満 103. 積雪深が3150mm以上3180mm未満 104. 積雪深が3180mm以上3210mm未満 105. 積雪深が3210mm以上3240mm未満 106. 積雪深が3240mm以上3270mm未満 107. 積雪深が3270mm以上3300mm未満 108. 積雪深が3300mm以上3330mm未満 109. 積雪深が3330mm以上3360mm未満 110. 積雪深が3360mm以上3390mm未満 111. 積雪深が3390mm以上3420mm未満 112. 積雪深が3420mm以上3450mm未満 113. 積雪深が3450mm以上3480mm未満 114. 積雪深が3480mm以上3510mm未満 115. 積雪深が3510mm以上3540mm未満 116. 積雪深が3540mm以上3570mm未満 117. 積雪深が3570mm以上3600mm未満 118. 積雪深が3600mm以上3630mm未満 119. 積雪深が3630mm以上3660mm未満 120. 積雪深が3660mm以上3690mm未満 121. 積雪深が3690mm以上3720mm未満 122. 積雪深が3720mm以上3750mm未満				

3 ~ 4 (略)

第2 伝達体制

1 伝達体制（富山地方気象台、県危機管理局、県土木部、市町村）

(1) ~ (5) (略)

(6) 県は、富山県防災WEBページやケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）を通じて住民へ気象情報等の提供に努める。

なお、県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ-

1 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 過去の災害事例に照らして、積雪量に関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

2 警報・注意報の種類及び発表基準

令和6年5月23日現在

警報・注意報発表基準一覧表

東京近郊区気象台管内		富士山地方気象台				令和6年6月23日現在
気象官署		富士山				
所属予報区		富士山				
一次観分区域	東部	東部北		西部北	西部南	
市町村等をまとめた地域	東部南	東部北		西部北	西部南	
大気	区域内の市町村で表5の基準に到達することを予想される場合					
降水	区域内の市町村で表2の基準に到達することを予想される場合					
観風(平均風速)	陸上 20m/海上 20m/	陸上 20m/海上 20m/		陸上 20m/海上 20m/	20m/	
観風(平均風速)	陸上 20m/海上 20m/ 雪を伴う	陸上 20m/海上 20m/ 雪を伴う		陸上 20m/海上 20m/ 雪を伴う	20m/ 雪を伴う	
大雪	平地 6時間降雪の深さ30cm、 山間部 12時間降雪の深さ250cm	平地 6時間降雪の深さ35cm、 山間部 12時間降雪の深さ250cm		6時間降雪の深さ200cm	平地 6時間降雪の深さ25cm、 山間部 12時間降雪の深さ250cm	
深浪(有義深浪)	4.5m	4.5m		4.5m		
寒潮	区域内の市町村で表5の基準に到達することを予想される場合					
大気	区域内の市町村で表5の基準に到達することを予想される場合					
降水	区域内の市町村で表4の基準に到達することを予想される場合					
観風(平均風速)	陸上 12m/海上 15m/	陸上 12m/海上 15m/		陸上 12m/海上 15m/	12m/	
観風(平均風速)	陸上 12m/海上 15m/ 雪を伴う	陸上 12m/海上 15m/ 雪を伴う		陸上 12m/海上 15m/ 雪を伴う	12m/ 雪を伴う	
大雪	平地 6時間降雪の深さ15cm、 山間部 12時間降雪の深さ35cm	陸上 12m/海上 15cm/ 雪を伴う		6時間降雪の深さ215cm	平地 6時間降雪の深さ215cm、 山間部 12時間降雪の深さ30cm	
深浪(有義深浪)	2.0m	2.0m		2.0m		
注	区域内の市町村で表5の基準に到達することを予想される場合					
豪雪	降雪量により被害が予想される場合					
豪雨	1 積雪地域の年平均気温が2℃以上 2 積雪地域の年平均気温が9℃以上かつ日平均気温が5mm/s以上かつ日降水量20mm以上					
乾燥(程状)	陸上 200m、海上 500m	陸上 200m、海上 500m		陸上 200m、海上 500m	100m	
乾燥	最小湿度40℃で実効湿度5%					
なだれ	1 24時間降雪の深さが90cm以上あった場合 2 積雪が100cm以上あって日平均気温2℃以上の場合					
低湿	夏期 最低気温17℃以下の日が継続 冬期 最低気温9℃以下					
霧・大雪	霧 最低気温10℃以下 雪(大雪) 最低気温10℃以下					
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	雪(大雪) 最低気温10℃以下					
	100mm					

3 ~ 4 (略)

第2 伝達体制

1 伝達体制（富山地方気象台、県危機管理局、県土木部、市町村）

(1) ~ (5) (略)

(6) 県は、富山県防災WEBページやケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）を通じて住民へ気象情報等の提供に努める。

なお、県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Ｊ-

気象庁HPの
標記に合わ
せ修正

警報等の基準変更を行ったため

災害対応検
証を踏まえ
た修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

ALERT）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(略)

2 非常時の伝達体制（各防災関係機関）

(略)

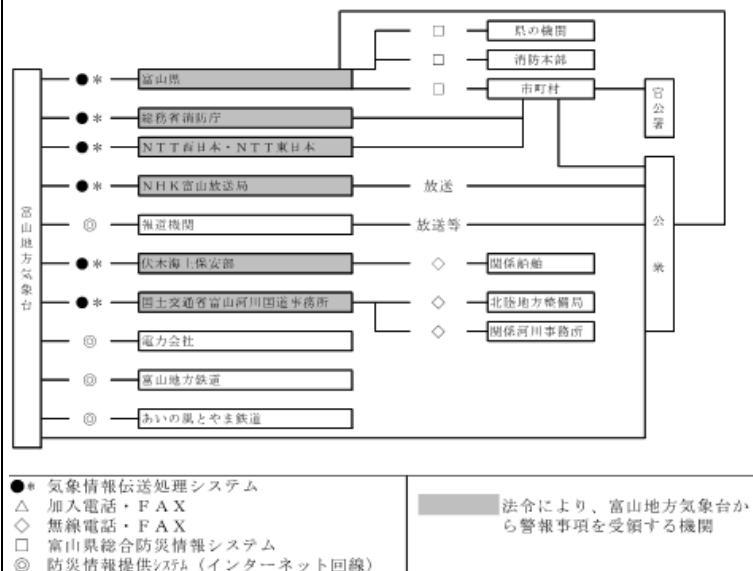
(1) (略)

(2) 県から市町村等への通常の伝達系統が途絶した場合は、関係機関の協力を得て、次の要領により迅速な伝達を図るものとする。

ア～イ (略)

ウ イの方法によりがたい場合には、富山地区非常通信協議会に加盟する各機関の協力を得て市町村に伝達するものとする。

3 気象予警報等伝達系統図（各防災関係機関）



※特別警報は、気象業務法第15条の2によって、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

ALERT）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット、防災アプリ（耳で聴くハザードマップ等）、シームレスデジタル防災マップ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(略)

2 非常時の伝達体制（各防災関係機関）

(略)

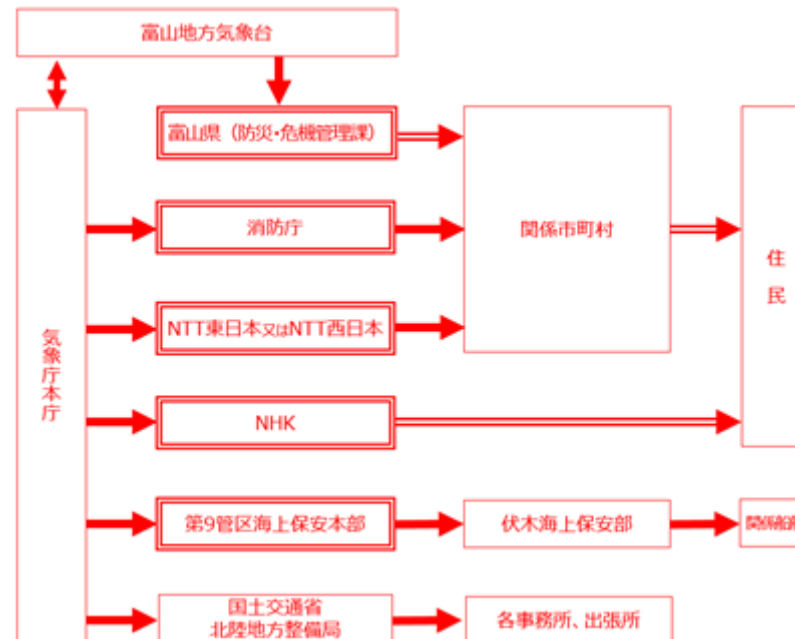
(1) (略)

(2) 県から市町村等への通常の伝達系統が途絶した場合は、関係機関の協力を得て、次の要領により迅速な伝達を図るものとする。

ア～イ (略)

ウ イの方法によりがたい場合には、北陸地区非常通信協議会に加盟する各機関の協力を得て市町村に伝達するものとする。

3 気象予警報等伝達系統図（各防災関係機関）



組織の統廃合に伴う修正
 実態に合わせて修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

第2節 応急活動体制

(略)

第1 県の活動体制

(略)

なお、県災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策は、県災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

(略)

(1) 非常配備基準

職員の非常配備基準は、次のとおりとする。

種 別	配 備 基 準	配 備 体 制
第1非常配備	① 積雪深が平地で30cm以上、山間部で50cm以上に達し、かつ大雪注意報が発表され危険な状態が予想されるとき ② 「大雪」、「暴風雪」警報が県下に発表されたとき ③ 知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 道路課 各課2～3名程度 上記に加え、関係部局の配備計画に基づき、あらかじめ指定された職員 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制
第2非常配備	① 積雪深が平地で90cm以上、山間部で100cm以上に達し、かつ大雪注意報が発表されたとき ② 降積雪により、各地で被害の発生又はその危険性のあるとき	防災・危機管理課 消防課 厚生企画課 道路課 関係課 各課4～5名程度 各課3～4名程度

(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第2節 応急活動体制

(略)

第1 県の活動体制

(略)

なお、県災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策は、県災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

また、体制の設置後は、指揮命令系統や各自・所属組織の発災後の各段階における役割を確認するとともに、迅速かつ確実な災害応急対応にあたるよう努める。

(略)

(1) 非常配備基準

職員の非常配備基準は、次のとおりとする。

種 別	配 備 基 準	配 備 体 制
第1非常配備	① 積雪深が平地で30cm以上、山間部で50cm以上に達し、かつ大雪注意報が発表され危険な状態が予想されるとき ② 県下に次の警報が1以上発表されたとき ・大雪警報 ・暴風雪警報 ③ 知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 道路課 各課2～3名程度 上記に加え、関係部局の配備計画に基づき、あらかじめ指定された職員 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制
第2非常配備	① 県下全域にわたって災害が発生すると予想されるとき ② 積雪深が平地で90cm以上、山間部で100cm以上に達し、かつ大雪注意報が発表されたとき	防災・危機管理課 消防課 厚生企画課 道路課 関係課 各課4～5名程度 各課3～4名

災害対応検証を踏まえた修正

配備基準に災害対策本部自動設置を明記

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

	③ 知事（本部長）が必要と認め当該 配備を指令したとき	上記に加え、関係部局の配備計画に基づき、あらかじめ指定された職員 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制
第3非常配備	① 県下全域にわたって災害が発生又はそのおそれのあるとき ② 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき ③ 県下に「大雪」、「暴風雪」特別警報が発表されたとき	災害対策に万全を期すため、当該災害に関係ある各課（班）全員が当たる。

(2) (略)

(3) 動員計画及び動員の伝達

ア 災害対策本部各部及び支部関係機関各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、具体的に計画しておく。

イ (略)

(新設)

(新設)

(略)

2 県災害対策本部等の設置（県危機管理局）

(略)

(1) 設置基準

(新設)

	とき ③ 降積雪により、各地で被害の発生又はその危険性のあるとき ④ 知事（本部長）が必要と認め当該 配備を指令したとき	程度 上記に加え、関係部局の配備計画に基づき、あらかじめ指定された職員 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制
第3非常配備	① 県下全域にわたって災害が発生又はそのおそれのあるとき ② 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき ③ 県下に次の特別警報が1以上発表されたとき（災害対策本部自動設置） ・大雪特別警報 ・暴風雪特別警報	災害対策に万全を期すため、当該災害に関係ある各課（班）全員が当たる。

(2) (略)

(3) 動員計画及び動員の伝達

ア 災害対策本部各部及び支部関係機関各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法について、具体的に計画し、職員に周知しておく。

イ (略)

ウ 甚大な被害が生じ、長期間の対応が想定される場合は、あらかじめ交代要員として複数名を確保するよう努める。

エ 過去の災害で得た知識、経験、ノウハウ等を災害対応に活かすため、危機管理局在籍者の名簿を作成し、大規模災害時に、災害対策本部等への応援職員として派遣する仕組みを検討する。

(略)

2 県災害対策本部等の設置（県危機管理局）

(略)

(1) 設置基準

ア 県下に次の警報が1以上発表されたとき

・大雪特別警報

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

特別警報について設置

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

・暴風雪特別警報

基準を追加

ア (略)

イ (略)

ウ 災害救助法の適用があったとき。

(資料「1 3 - 3 富山県災害対策本部運営要領」)

イ (略)

ウ (略)

(削除)

(資料「1 3 - 3 富山県災害対策本部運営要領」)

災害救助法の適用について設置要件から削除

(2) 組織

ア 本部

(ア) ~ (イ) (略)

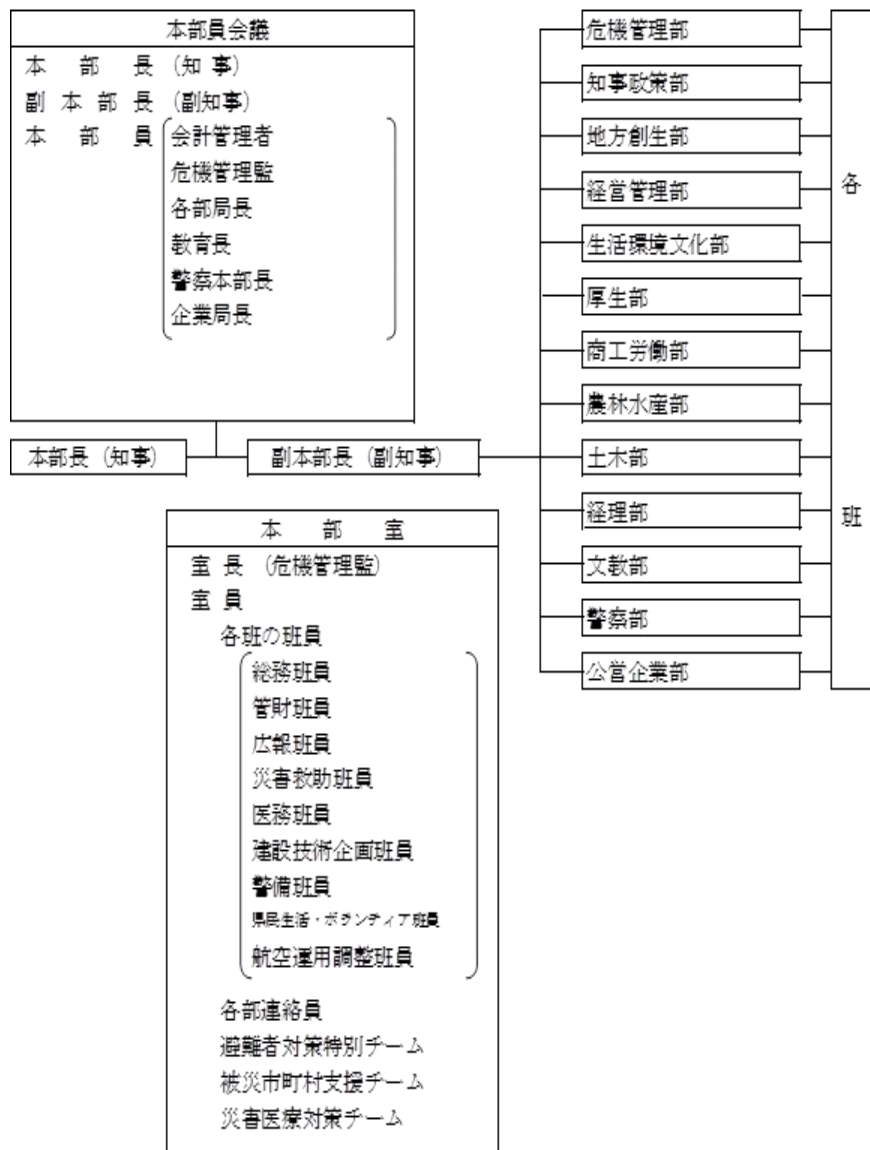
(2) 組織

ア 本部

(ア) ~ (イ) (略)

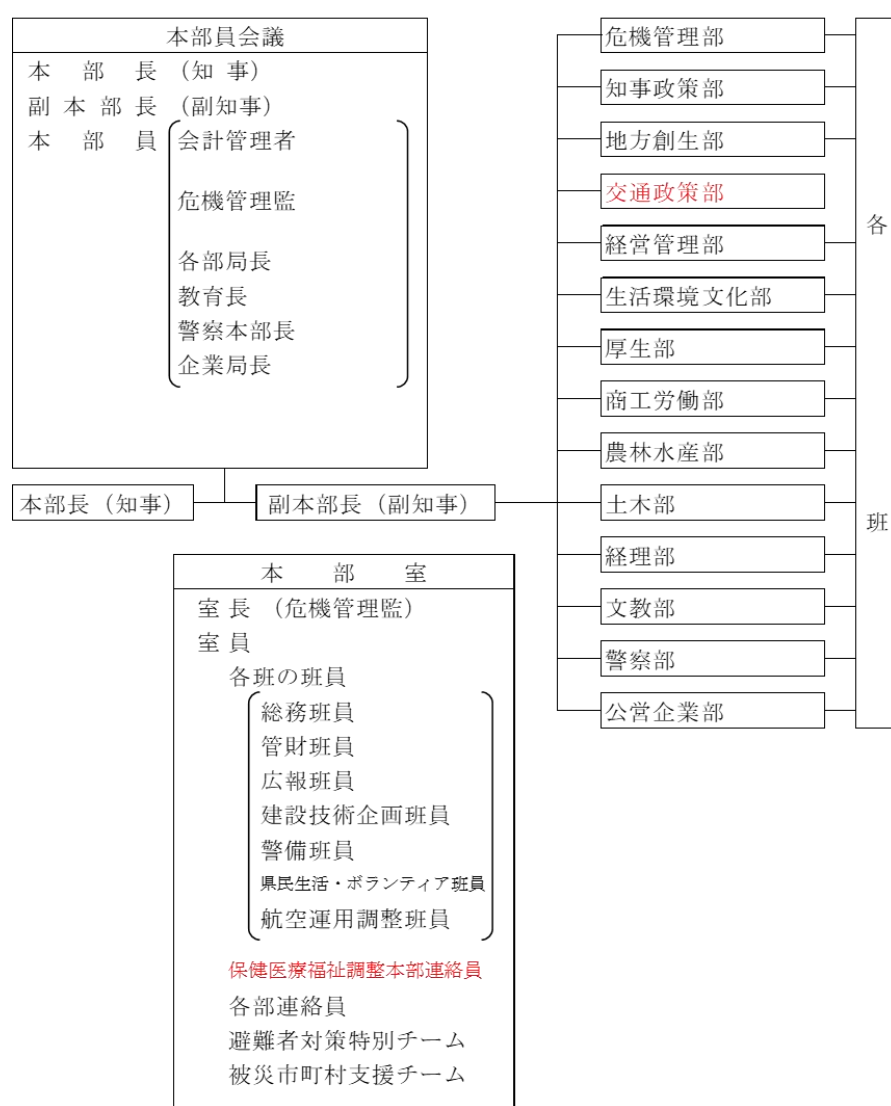
富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

県災害対策本部組織図



（ウ）～（エ）（略）
 （オ）医療救護活動を開始する必要があるときは、本部

県災害対策本部組織図



（ウ）～（エ）（略）
 （オ）医療救護又は保健福祉活動の総合調整を行う必要

組織改編による修正

災害対応検

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

内に「災害医療対策チーム」を編成し、災害医療対策チームに災害医療コーディネーターを配置する。災害医療対策チームは、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行う。

なお、円滑な医療救護活動が実施できるよう、災害対策本部の災害医療対策チームと現地における地域災害医療対策会議とは、連携を図りながら活動できる体制を構築することとする。

（新設）

イ～ウ（略）

（3）設置場所

ア 災害対策本部

災害対策本部員室は県庁4階大会議室、災害対策本部室は4階大ホールに置く。

なお、県庁舎が被災のため使用できない場合は、富山県広域消防防災センターに臨時に災害対策本部を設ける。

イ～ウ（略）

（4）設置の通知等

ア 県職員

があるときは、厚生部内に「保健医療福祉調整本部」を設置する。また、被災現地を所管する厚生センタ一内に「地域医療福祉調整本部」を設置し、円滑な保健医療福祉活動が実施できるよう、連携を図りながら活動できる体制を構築することとする。

保健医療福祉調整本部は、市町村や関係機関と連携し、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行うとともに、避難所における保健医療福祉ニーズ等の収集及び提供、心のケアを含めた被災者の健康管理に関する総合調整、保健医療福祉活動チームの派遣調整等、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等を行うものとする。

なお、保健医療福祉活動の総合調整機能を強化する必要がある場合には、厚生労働省が定めた都道府県職員等から編成される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等他の都道府県からの人的支援を求めるとともに、受援体制を整備するものとする。

（カ）孤立集落対策や道路警戒、被災者支援など、複数の部局・機関が連携して対応に当たる必要がある業務について、プロジェクトチームの設置を検討する。

イ～ウ（略）

（3）設置場所

ア 災害対策本部

災害対策本部員室は防災危機管理センター5階大会議室、災害対策本部室は防災危機管理センター4階オペレーションルームに置く。

なお、防災危機管理センターが被災のため使用できない場合は、富山県広域消防防災センターに臨時に災害対策本部を設ける。

イ～ウ（略）

（4）設置の通知等

ア 県職員

証を踏まえた修正

厚生部内に「保健医療福祉調整本部」、被災現地を所管する厚生センター管内に「地域医療福祉調整本部」を設置

災害対応検証を踏まえた修正

実態に合わせて修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(ア) (略) (イ) 勤務時間外に設置されたとき 総務班長（防災・危機管理課長）は、「富山県 総合防災情報システム」等により周知する。 イ 防災関係機関等 (ア)～(エ) (略) (オ) 相互応援協定を締結している知事（資料「14 －<u>8</u> 防災関係機関連絡先一覧表」） ウ (略) (5) 本部員会議 ア (略) イ 本部長は、災害対策について協議する必要がある ときは、本部員会議を召集する。 ウ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員 以外の者に対し、本部員会議への出席を求めること ができる。 エ (略) (6) 災害対策本部室 ア～イ (略) エ 本部室の所掌事務は次のとおりとする。 (ア) 各種情報の管理に関すること (イ) 各部班の活動状況の把握に関すること (ウ) 防災活動全般の調整に関すること (エ) 本部員会議の運営に関すること (オ) 避難者対策特別チームに関すること (カ) 被災市町村支援チームに関すること (<u>キ</u>) <u>災害医療対策チームに関すること</u> (<u>ク</u>) その他本部長が指示した事項に関すること (7)～(9) (略) 第2～3 (略)	(ア) (略) (イ) 勤務時間外に設置されたとき 総務班長（防災・危機管理課長）は、「富山県 総合防災情報システム」<u>やデジタル技術の活用等</u> により周知する。 イ 防災関係機関等 (ア)～(エ) (略) (オ) 相互応援協定を締結している知事（資料「14 －<u>9</u> 防災関係機関連絡先一覧表」） ウ (略) (5) 本部員会議 ア (略) イ 本部長は、災害対策について協議する必要がある ときは、本部員会議を召集する。<u>ただし、災害時の定 期的な状況把握と円滑な課題解決のため、原則、定時 開催とする。</u> ウ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部員 以外の者に対し、本部員会議への出席を求めること ができる。 <u>また、災害対応の連携強化や円滑かつ適切な意思 決定を行うため、市町村長が本部員会議に出席でき る体制とする。</u> エ (略) (6) 災害対策本部室 ア～イ (略) エ 本部室の所掌事務は次のとおりとする。 (ア) 各種情報の管理に関すること (イ) 各部班の活動状況の把握に関すること (ウ) 防災活動全般の調整に関すること (エ) 本部員会議の運営に関すること (オ) 避難者対策特別チームに関すること (カ) 被災市町村支援チームに関すること (<u>キ</u>) その他本部長が指示した事項に関すること (7)～(9) (略) 第2～3 (略)	災害対応検 証を踏まえ た修正 資料編に合 わせた修正 災害対応検 証を踏まえ た修正 災害対応検 証を踏まえ た修正 災害対策本 部内に災害 医療対策チ ームを設置 しない想定 であるた め、削除
--	--	--

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

第4 災害救援ボランティアの受入れ

大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。

このため、県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害救援ボランティア本部を設置して、救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努めるものとする。

（新設）

（略）

1～2 （略）

3 市町村災害救援ボランティア本部（市町村）

市町村災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

第4 災害救援ボランティアの受入れ

大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。

このため、県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害救援ボランティア本部を設置して、救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努めるものとする。

内閣府等、県、市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

（略）

1～2 （略）

3 市町村災害救援ボランティア本部（市町村）

市町村災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先、ボランティアの活用等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備するものとする。

国の防災基本計画に合わせた修正

災害対応検証を踏まえた修正

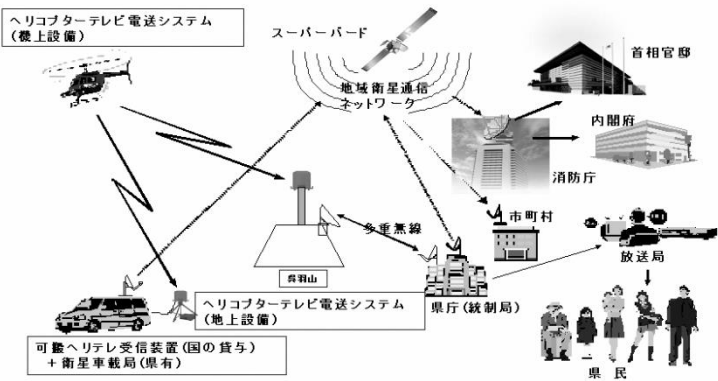
富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(1) ～ (2) (略) (新設) 4 (略) 第5 帰宅困難者対策（県危機管理局、市町村） 1 (略) 2 徒歩帰宅支援ステーションの支援内容 (1) (略) (2) (略) (資料「<u>12-37 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書</u>」 「<u>12-38 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書</u>」) 3 その他 (略) (資料「<u>12-39 災害時等の応援に関する協定書</u>」) 第3節 情報の収集・伝達 (略) 第1 被害状況等の収集・伝達活動 (略) 市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。 1～3 (略) 4 被害情報の収集活動（県各部局） (略) このため、県は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。	(1) ～ (2) (略) <u>(3) その他</u> <u>県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会が設置する災害ボランティア本部に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u> 4 (略) 第5 帰宅困難者対策（県危機管理局、市町村） 1 (略) 2 徒歩帰宅支援ステーションの支援内容 (1) (略) (2) (略) (資料「<u>12-3 富山県の災害時応援協定締結状況</u>」) 3 その他 (略) (資料「<u>12-3 富山県の災害時応援協定締結状況</u>」) 第3節 情報の収集・伝達 (略) 第1 被害状況等の収集・伝達活動 (略) 市町村をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に<u>対して定期的に</u>伝達する。 1～3 (略) 4 被害情報の収集活動（県各部局） (略) このため、県は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努めると<u>ともに、収集した情報を関係機関に共有する。</u>	国の防災基本計画に合わせた修正 資料編に合わせた修正 災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正
--	---	--

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

- (1) 市町村、消防本部からの情報収集
被災市町村又は被災周辺市町村から、県総合防災情報システム等により情報を収集する。
- (2) (略)
- (3) ヘリコプター等保有機関による上空からの情報収集
県消防防災ヘリコプターなど及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部などの航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。

富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム



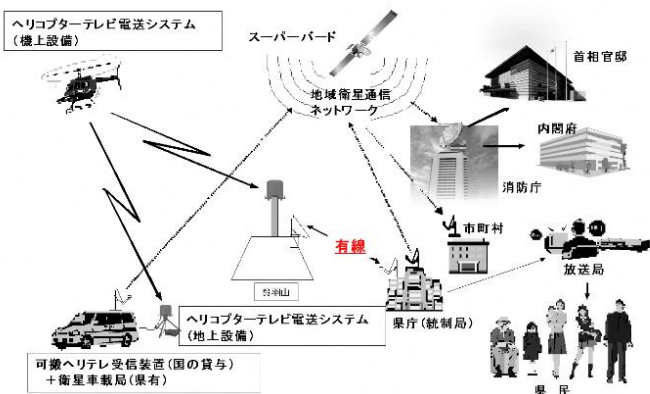
(5) ~ (9) (略)
(新設)

- 5 被害情報等の収集担当部班（室課）（県各部局）
被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。

被害項目	担当部班	備考（室課名）
(略)	(略)	(略)
ガス施設被害	生活環境文化部環	環境保全課

- (1) 市町村、消防本部からの情報収集
被災市町村又は被災周辺市町村から、県総合防災情報システム等により情報を収集するほか、県から被災市町村に派遣したリエゾンから情報を収集する。
- (2) (略)
- (3) ヘリコプター等保有機関による上空からの情報収集
県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機や高所監視カメラの上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより情報を収集する。

富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム



(5) ~ (9) (略)
(10) 最新技術を用いた情報収集
無人航空機を活用したレーザー測量等、最新の ICT 技術を用いて情報を収集する。

- 5 被害情報等の収集担当部班（室課）（県各部局）
被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。

被害項目	担当部班	備考（室課名）
(略)	(略)	(略)
ガス施設被害	危機管理部 総務	消防課

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

災害対応検証を踏まえた修正

組織改編による修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

	<u>境保全班</u>			<u>班</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
鉄道施設被害	<u>地方創生部</u> 地域交通・新幹線政策班	<u>総合交通政策室</u>	鉄道施設被害	<u>交通政策部</u> 地域交通・新幹線政策班	<u>地域交通・新幹線政策室</u>
空港設被害	<u>地方創生部</u> 航空政策班	<u>総合交通政策室</u>	空港設被害	<u>交通政策部</u> 航空政策班	<u>航空政策課</u>
※1 (略) 2 担当部班は、被害情報を取りまとめ、速やかに <u>総合政策部</u> 総務班（防災・危機管理課）に報告する。 6 (略) 7 被害状況の報告（県危機管理局、市町村、各防災関係機関） 県、市町村は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。 (略) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市町村、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。 (略) 第2 通信連絡体制 (略) 国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。			※1 (略) 2 担当部班は、被害情報を取りまとめ、速やかに <u>危機管理部</u> 総務班（防災・危機管理課）に報告する。 6 (略) 7 被害状況の報告（県危機管理局、市町村、各防災関係機関） 県、市町村は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。 <u>また、定期的に情報を収集し、デジタル技術の活用により、関係機関に最新の情報を円滑に共有するよう努める。</u> (略) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市町村、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、 <u>県及び被災市町村は、防災関係機関との連携により速やかに孤立している集落を把握し、</u> 被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。 (略) 第2 通信連絡体制 (略) 国及び電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的な利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページとトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに、国は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うものとする。		

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

1～2（略） 3 放送（県経営管理部、市町村、各放送局） （1）（略） （2）放送の依頼先 （略） （資料「<u>12－3 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について</u>」 「<u>12－3 通信設備の優先利用等に関する協定について</u>」） 4 その他（各防災関係機関） （略） （1）利用できる主な施設 ア（略） イ 非常通信協議会の構成員の保有する無線 （資料「<u>7－7 各市町村から対県通信計画</u>」、 「<u>7－8 富山地区非常通信協議会構成員名簿</u>」） ウ（略） （2）（略） 第3 広報広報及び広聴活動 （略） 1 広報活動（各防災関係機関） （1）（略） （2）広報活動の内容 ア 広域災害広報 県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。	1～2（略） 3 放送（県経営管理部、市町村、各放送局） （1）（略） （2）放送の依頼先 （略） （資料「<u>12－3 富山県の災害時応援協定締結状況</u>」） 4 その他（各防災関係機関） （略） （1）利用できる主な施設 ア（略） イ 非常通信協議会の構成員の保有する無線 （<u>削除</u>） ウ（略） （2）（略） 第3 広報広報及び広聴活動 （略） 1 広報活動（各防災関係機関） （1）（略） （2）広報活動の内容 ア 広域災害広報 県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、<u>防災アプリ</u>、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。	資料編に合わせた修正 災害対応検証を踏まえた修正
--	---	--

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(略)

イ 地域災害広報

地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 支援受け入れに関する広報

a 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）

b (略)

(エ)～(オ) (略)

(3)～(4) (略)

2 (略)

第4節 交通の確保

(略)

第1～2 (略)

第3 公共交通の確保

1 西日本旅客鉄道(株)金沢支社

(1)～(3) (略)

(4) 排雪の実施

降積雪、側雪の状況により時機を失せず、次により排雪車両を有効に活用する。

ア 排雪列車の使用基準

車 種	使 用 基 準
DE15ラッセル	側雪150cm以下の場合、高速除雪に使用する。

(略)

イ 地域災害広報

地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板、チラシの張り出し、配付等の紙媒体等に加え、ケーブルテレビ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、防災アプリ、携帯端末の緊急速報メール機能、臨時のFM放送等適切な媒体を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLアラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 支援受け入れに関する広報

a 各種ボランティア情報（他機関と連携したニーズ把握、受入れ・派遣情報等）

b (略)

(エ)～(オ) (略)

(3)～(4) (略)

2 (略)

第4節 交通の確保

(略)

第1～2 (略)

第3 公共交通の確保

1 西日本旅客鉄道(株)金沢支社

(1)～(3) (略)

(4) 排雪の実施

降積雪、側雪の状況により時機を失せず、次により排雪車両を有効に活用する。

ア 除雪車両の故障防止

除雪車両の故障防止のため、定期的な点検と周期的な部品交換を行う。

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

積雪、降雪量のみの判断から、積雪や前日、当日の列車

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

排雪 ロータリー	モーターカー ラッセル	側雪１５０ｃｍ以下で、降雪３０ｃｍ以下の場合、本線 及び駅構内の除雪に使用する。
	モーターカー ロータリー	側雪の成長を防ぎ、降雪８０ｃｍ以下の場合、駅区所構 内及び本線の除雪並びに貨車積等に使用する。
簡易 除雪車	簡易 ロータリー	駅区所構内の除雪に使用する。

イ 排雪車両の出動標準

車 種	出 動 時 機
ラッセル車	(１) レール面上の積雪量が約30cm程度となる場合。 (２) 側雪がレール面上40cm程度形成されている場合 は降積雪がレール面上約20cmを目安。 (３) 側雪量が高い、または吹溜り等が発生している場 合は、出動標準の目安以下であっても必要により ラッセル車を発動させる。
モーターカーロー タリー	側雪が高くなりラッセル車による除雪が困難になった 場合は、モーターカーロータリーの除雪を行う。
(注) 上記にかかわらず、関係者の要請及び降雪状況、雪質（比重、固さ、 凍結状態）等により出動標準を変更することがある。	

ウ 除雪車両の故障防止
(略)

エ 流雪溝の活用

降積雪の状況に応じ早めに行う。

流雪溝設置場所

線 名	設 置 駅 名
高 山	越中八尾、笹津、楡原、猪谷
氷 見	伏木、能町
城 端	福野、城端

オ 車両屋根雪の除雪体制

(削除)

イ 除雪車両の故障防止
(略)

(削除)

(削除)

の運行状況
等も勘案し
排雪列車、
排雪車両の
出動を判断
する。と変
更になった
た め 。

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

車両屋根雪は、積雪が次の標準に達し、運転上危険と認めたとき除雪する。

気動車 高さ50cm

カ 無人駅等の除雪
(略)

(5) 運行情報の配信

雪害時における列車の運転状況や運行計画の情報を的確かつ迅速に利用者に周知するため、広報情報やホームページ等で運行情報の配信を行う。また、お客様への分かりやすい情報提供のために、災害が発生している現地の写真を駅で掲示するとともに、公式ツイッターでも配信する。

また必要に応じ、各駅長は、報道機関、防災関係機関等に列車の運転状況の情報を連絡するとともに利用者への周知を図る。

(6) (略)

(7) 旅客の安全対策

降雪や雪崩等により旅客列車が運転途中で緊急停止したときは、旅客の安全確保を第一義として、運転の早期回復を図る。

なお、旅客の安全確保のため次のとおりの対策を実施する。

(新設)

ア 給食、医療の手配

イ 沿線市町村及び住民に対する協力の要請

ウ 傷病者等の救出

2 (略)

3 富山地方鉄道(株)

(略)

(資料 10-16 富山地方鉄道(株)災害対策本部の組織及び分担

10-17 富山地方鉄道(株)豪雪時の運転規制順序)

4 加越能バス(株)

(略)

(資料 10-16 加越能鉄道(株)冬期輸送対策本部の組織と業務分担)

ウ 無人駅等の除雪
(略)

(5) 運行情報の配信

雪害時における列車の運転状況や運行計画の情報を的確かつ迅速に利用者に周知するため、広報情報やホームページ等で運行情報の配信を行う。また、お客様への分かりやすい情報提供のために、災害が発生している現地の写真を駅で掲示するとともに、公式Xでも配信する。

(6) (略)

(7) 旅客の安全対策

降雪や雪崩等により旅客列車が運転途中で緊急停止したときは、旅客の安全確保を第一義として、運転の早期回復を図る。

なお、旅客の安全確保のため次のとおりの対策の実施を検討する。

ア 降車手配

イ 給食、医療の手配

ウ 沿線市町村及び住民に対する協力の要請

エ 傷病者等の救出

2 (略)

3 富山地方鉄道(株)

(略)

(削除)

4 加越能バス(株)

(略)

(削除)

資料編に合わせた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

5～6（略） 第5節（略） 第6節 災害救助法の適用 （略） 第2 救助実施体制 1（略） 2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局） （1）（略） （2）内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。 （略） ※救助の適切な実務が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令第3条第2項） また、<u>医療、助産、死体の処理（死体の洗浄・縫合等）については</u>、日本赤十字社富山県支部に委託している。 （「資料12－<u>10 災害救助法による救助又は応援の実施委託協定書</u>」） （略） 第7節 広域応援要請 （略） 第1 相互協力 （略） 特に、被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、別に定める「富山県災害時受援計画」に基づき、被災していない他都道府県、市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。 1 県の応援要請（県危機管理局）	5～6（略） 第5節（略） 第6節 災害救助法の適用 （略） 第2 救助実施体制 1（略） 2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局） （1）（略） （2）内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。 （略） ※救助の適切な実務が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令第3条第2項） また、<u>避難所の設置、医療及び助産、死体の処理（洗浄・縫合等）等については</u>、日本赤十字社富山県支部に委託している。 （資料「12－<u>3 富山県の災害時応援協定締結状況</u>」） （略） 第7節 広域応援要請 （略） 第1 相互協力 （略） 特に、被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、別に定める「富山県災害時受援計画」に基づき、被災していない他都道府県、市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。 <u>なお、協力先との連絡調整にあたっては、県の窓口の一本化を図り、円滑な対応を実施するよう努める。</u> 1 県の応援要請（県危機管理局）	協定の締結に伴う修正 災害対応検証を踏まえた修正
--	--	--

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

- (1) (略)
- (2) 他都道府県への要請
- ア 相互応援協定に基づく要請
(略)
- (カ) その他必要な事項
(資料「12-6-2 災害応援に関する協定書」
「12-7 北陸三県災害相互応援に関する協定」
「12-8 災害時の相互応援に関する協定書」
「12-6-1 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」)
- イ 全国都道府県の災害時応援
(略)
(資料「12-6-1 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」)
- (3) ～ (5) (略)
- 2 (略)
- 3 応援受入体制の確立 (県危機管理局、市町村)
- (1) (略)
- (2) 受入体制の確保
(略)
(新設)
- (3) 経費の負担
応援に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。
また、指定公共機関が県に協力した場合の経費負担については、災対法又は各計画に定めるもののほか、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。
- 4 他都道府県への応援・派遣 (県危機管理局)

- (1) (略)
- (2) 他都道府県への要請
- ア 相互応援協定に基づく要請
(略)
- (カ) その他必要な事項
(資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」)
- イ 全国都道府県の災害時応援
(略)
(資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」)
- (3) ～ (5) (略)
- 2 (略)
- 3 応援受入体制の確立 (県危機管理局、市町村)
- (1) (略)
- (2) 受入体制の確保
(略)
さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。
- (3) 経費の負担
応援に要した費用は、協定等の定めがある場合を除き、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。
また、指定公共機関が県に協力した場合の経費負担については、災対法又は各計画に定めるもののほか、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。
- 4 他都道府県への応援・派遣 (県危機管理局)

資料編に合わせた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正
災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(略) (1) 支援体制の確保 (略) <u>(新設)</u> (2) (略) (3) 応援の実施 (略) また、県は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理<u>やマスク着用等を</u>徹底するものとする。 第2 応援要請 (略) 1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、県危機管理局、市町村、各関係機関） (1) ～ (4) (略) (5) 災害派遣部隊の受入体制 (略) (資料 「8－ <u>8</u> 自衛隊ヘリコプター諸元」「8－ <u>10</u> ヘリポートの準備」) (6) (略) 2 広域消防応援（県危機管理局、市町村） (略) (1) 市町村消防相互の応援協力 (略) (資料「<u>12-9 富山県市町村消防相互応援協定</u>」、<u>「12-5 県及び市町村等の応援協定締結状況」</u>） (2) 消防庁長官への応援要請 (略) ア 緊急消防援助隊 (略) <u>(資料「12－13 各都道府県が被災地となった場合に24時間以内に到着する都道府県隊一覧」)</u>	(略) (1) 支援体制の確保 (略) <u>応援職員が現地において自活できるような資機材や備品等を携帯する。</u> (2) (略) (3) 応援の実施 (略) また、県は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理を徹底するものとする。 第2 応援要請 (略) 1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、県危機管理局、市町村、各関係機関） (1) ～ (4) (略) (5) 災害派遣部隊の受入体制 (略) (資料 「8－ <u>7</u> 自衛隊ヘリコプター諸元」「8－ <u>9</u> ヘリポートの準備」) (6) (略) 2 広域消防応援（県危機管理局、市町村） (略) (1) 市町村消防相互の応援協力 (略) (資料「<u>12－3 富山県の災害時応援協定締結状況</u>」) (2) 消防庁長官への応援要請 (略) ア 緊急消防援助隊 (略) <u>(削除)</u>	国の防災基本計画の記載に合わせ修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正 資料編に合わせた修正
--	---	---

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

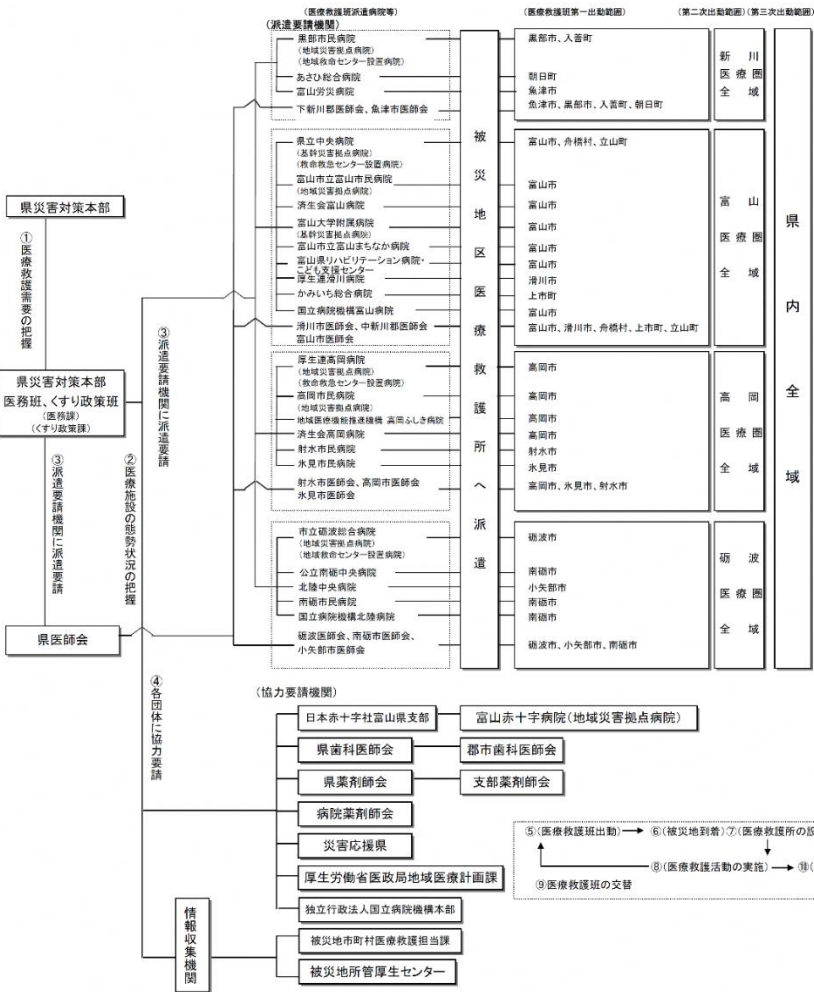
イ 広域航空消防応援 (略) (資料「8－<u>7</u> 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」) 3 (略) 4 災害派遣医療チーム (DMAT) 等 (県危機管理局、県厚生部) (1) 応援要請 知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム (DMAT)、ドクターヘリ、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム (DPAT) 等の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。 (2) (略) 5 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) (国土交通省) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。 <u>(新設)</u> (略) 第8節 救助・救急活動 (略) 第1 (略) 第2 救助活動 (略)	イ 広域航空消防応援 (略) (資料「8－<u>6</u> 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」) 3 (略) 4 災害派遣医療チーム (DMAT) 等 (県危機管理局、県厚生部) (1) 応援要請 知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム (DMAT)、ドクターヘリ、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム (DPAT)、<u>災害支援ナース等</u>の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。 (2) (略) 5 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) (国土交通省) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。 <u>また、TEC-FORCE、警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</u> (略) 第8節 救助・救急活動 (略) 第1 (略) 第2 救助活動 (略)	<u>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</u> <u>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</u> <u>国の防災基本計画の記載に合わせ修正</u>
--	---	---

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

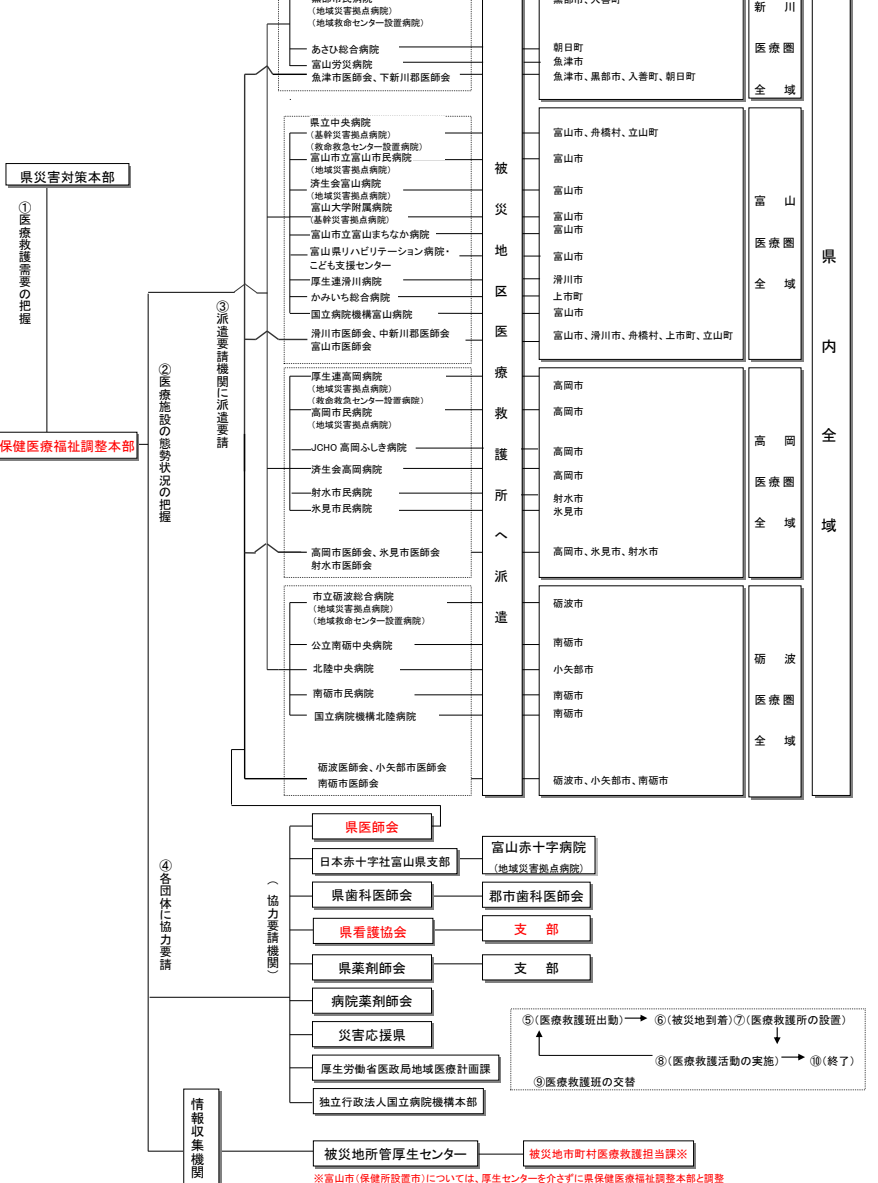
1～5（略） 6 感染症対策 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、職員の健康管理<u>やマスク着用等</u>を徹底するものとする。 第3～5（略） 第9節 医療救護活動 （略） 第1（略） 第2 連絡体制 （1）（略） （2）県災害対策本部医務班は、必要に応じて公的病院及び県医師会等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班等の派遣の要請を行う。 （略） ア～イ（略） 災害時における医療救護活動指揮連絡系統	1～5（略） 6 感染症対策 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。 第3～5（略） 第9節 医療救護活動 （略） 第1（略） 第2 連絡体制 <u>（県厚生部）</u> （1）（略） （2）県災害対策本部医務班は、必要に応じて公的病院及び県医師会等に対して、<u>協定に基づき</u>、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班等の派遣の要請を行う。 （略） ア～イ（略） 災害時における医療救護活動指揮連絡系統	国の防災基本計画の記載に合わせ修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正
--	---	---

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

組織改編による修正



- 2 (略)
- 3 情報連絡体制（県厚生部）
- (1) (略)



- 2 (略)
- 3 情報連絡体制（県厚生部）
- (1) (略)

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(2) 広報後方病院等との連絡体制 後方病院等の被災状況や重症患者の受入れ情報については、広域災害・救急医療情報システムを活用する。 第3 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣 1 (略) 2 富山県DMATの活動内容 (1) ～ (4) (略) (5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置 なお、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本歯科医師会</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難場所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 第3～4 (略) 第5 医療救護班の派遣 1 医療救護班の要請（県厚生部） 医療救護班の出動の要請は、医療救護班派遣要請書により行う。 (資料「9－9 医療救護班設置要綱（<u>医療救護班派遣要請書</u>）」） 2 医療救護班の出動範囲（県厚生部）	(2) 広報後方病院等との連絡体制 後方病院等の被災状況や重症患者の受入れ情報については、広域災害・救急医療情報システム（<u>EMIS</u>）を活用して共有する。 <u>県は、医療機関等に対し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）への情報入力を定期的に呼びかける。</u> 第3 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣 1 (略) 2 富山県DMATの活動内容 (1) ～ (4) (略) (5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置 なお、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本災害歯科支援チーム（JDAT）</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRA-T）</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）</u>、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難場所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 第3～4 (略) 第5 医療救護班の派遣 1 医療救護班の要請（県厚生部） 医療救護班の出動の要請は、医療救護班派遣要請書により行う。 (資料「9－9 医療救護班設置要綱」) 2 医療救護班の出動範囲（県厚生部）	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正 資料編に合わせた修正
--	--	---

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(1) (略) (資料「9－<u>2</u> 公的病院名簿」) 3 (略) <u>4 トリアージ活動（県厚生部）</u> <u>被災現場及び医療救護所におけるトリアージは、各医療救護班が責任をもって行う。</u> 第6～第7 (略) 第8 医薬品、血液の供給体制 1 医薬品等の供給（県厚生部） (略) (資料「9－<u>5 災害救護用医療セットの内容品内訳書</u>」 <u>「12－15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」</u>） 2 (略) 第9 (略) 第10 被災地における保健医療の確保 1 保健医療活動従事者の確保（県厚生部） (1)～(2) (略) (3) 県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等の<u>設置に努める。</u> 2 保健師等による健康管理（県厚生部、市町村） <u>(新設)</u> (<u>1</u>) (略) (<u>2</u>) (略) <u>(新設)</u>	(1) (略) (資料「9－<u>1</u> 公的病院名簿」) 3 (略) <u>(削除)</u> 第6～第7 (略) 第7 医薬品、血液の供給体制 1 医薬品等の供給（県厚生部） (略) (資料「9－<u>3 富山県災害用医薬品備蓄品目一覧</u>」 <u>「12－3 富山県の災害時応援協定締結状況」</u>） 2 (略) 第9 (略) 第10 被災地における保健医療の確保 1 保健医療活動従事者の確保（県厚生部） (1)～(2) (略) (3) 県は、必要に応じ、その地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等の<u>窓口となる保健医療福祉調整本部を設置する。</u> 2 保健師等による健康管理（県厚生部、市町村） <u>(1) 県は、災害時厚生センター活動マニュアルに基づいて、平常時から災害時に備えた体制整備を行うとともに、厚生センターが把握している要配慮者に対する支援体制を整えておく。</u> <u>(2) (略)</u> <u>(3) (略)</u> <u>3 防疫活動</u> <u>(1) 県は、富山県感染症発生動向調査システムにより、県内の感染症発生状況等を把握する。</u> <u>(2) 県は、避難所を管轄する関係機関と連携し、避難所生活における感染管理上のリスクアセスメントを行う。</u> <u>(3) 入院勧告を必要とする患者が発生した場合、感染</u>	実態に合わせた修正 資料編に合わせた修正 保健医療福祉調整本部の設置 実態に合わせた修正 実態に合わせた修正
---	--	---

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

3 情報の収集・整理・提供（県厚生部） <u>（新設）</u> 県は、市町村や避難所等からの健康情報等の集約化を行う窓口となり、情報の整理・提供に努める。 第11 精神保健医療体制 1 （略） 2 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣（県厚生部） （1）富山県DPATの派遣要請 知事は、富山県DPAT設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県DPATの派遣が必要と認められるときは、富山県精神科医会会長その他の関係団体の長に対して、富山県DPAT隊員の派遣を要請する。 （2）（略） 3～6 （略） 第10節 避難活動 （略）	<u>症指定医療機関への移送を調整する。</u> <u>4</u> 情報の収集・整理・提供（県厚生部） <u>（1）県は、平常時から精神障害者や在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法実施患者や人工透析実施患者等、医療依存度の高い難病患者の治療及び生活状況の把握に努め、被災時の支援体制を関係機関と連携して整備する。</u> <u>（2）</u> 県は、市町村や避難所等からの健康情報等の集約化を行う窓口となり、情報の整理・提供に努める。 第11 精神保健医療体制 1 （略） 2 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣（県厚生部） （1）富山県DPATの派遣要請 知事は、富山県DPAT設置運営要綱等の派遣基準に照らし、富山県DPATの派遣が必要と認められるときは、富山県精神科医会会長その他の関係団体の長に対して、<u>協定に基づき</u>、富山県DPAT隊員の派遣を要請する。 （2）（略） 3～6 （略） 第10節 避難活動 （略）	実態に合わせた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正
---	--	---

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

避難活動	第1 避難指示及び誘導	1 避難指示の実施責任者 2 避難指示の内容 3 避難誘導 4 市町村長による警戒区域の設定等
	第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用 2 避難道路の運用
	第3 避難所の設置・運営	1 避難所の開設 2 避難所の運営 3 被災者の他地区への移送 4 運送事業者への要請
	第4 要配慮者への援護	1 要配慮者対策 2 社会福祉施設等における要配慮者対策 3 外国人の援護対策
	第5 精神保健対策	1 被災者等のメンタルヘルスケア 2 長期にわたるメンタルヘルスケア
	第6 飼養動物の保護等	1 飼養されていた家庭動物の保護等 2 危険動物の逸走対策

第1～2（略）

第3 避難所の設置・運営

1（略）

2 避難所の運営（県危機管理局、県厚生部、県土木部、市町村）

（1）市町村はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを

避難活動	第1 避難指示及び誘導	1 避難指示の実施責任者 2 避難指示の内容 3 避難誘導 4 市町村長による警戒区域の設定等
	第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の運用 2 避難道路の運用
	第3 避難所の設置・運営	1 避難所の開設 2 避難所の運営 3 被災者の他地区への移送 4 運送事業者への要請 5 避難所の撤収
	第4 要配慮者への援護	1 要配慮者対策 2 社会福祉施設等における要配慮者対策 3 外国人の援護対策
	第5 精神保健対策	1 被災者等のメンタルヘルスケア 2 長期にわたるメンタルヘルスケア
	第6 飼養動物の保護等	1 飼養されていた家庭動物の保護等

第1～2（略）

第3 避難所の設置・運営

1（略）

2 避難所の運営（県危機管理局、県厚生部、県土木部、市町村）

（1）市町村はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを

災害対応検

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難者の保護にあたる。

（略）

市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

（２）～（３）（略）

（４）市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（５）市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス

活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア、防災士等の協力を得て、避難者の保護にあたる。

（略）

市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、防災士、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

（２）～（３）（略）

（４）市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難所の生活環境整備にあたり、必要に応じて子育て支援ネットワーク等の団体を紹介するなど、関係団体の専門的知識等を活用した支援を行うものとする。また、ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるとともに、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（５）市町村は、指定避難所における感染症対策のため、

証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正
国の防災基

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

<u>感染症を含む</u>感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (6)～(9) (略) <u>(新設)</u> 3～4 (略) <u>(新設)</u>	避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 (6)～(9) (略) <u>(10) 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u> 3～4 (略) <u>5 避難所の撤収（市町村）</u> <u>市町村は、発災後の状況に応じて、避難所の撤収を判断し、避難所の運営組織リーダーを通じて避難者に周知するものとする。</u>	本計画の記載に合わせ修正 国の防災基本計画の記載に合わせた修正 災害対応検証を踏まえた修正
第4 要配慮者の支援 (略) 1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村） (1) 避難行動要支援者の支援 ア～イ (略) ウ 被災市町村は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。 エ (略) オ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等との連携をとり、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。 <u>カ 災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣</u> <u>県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下を防止等のため、富山県社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DWAT）を避難所へ派遣する。</u> (2) 要配慮者の支援 ア～イ (略)	第4 要配慮者の支援 (略) 1 要配慮者対策（県危機管理局、県厚生部、市町村） (1) 避難行動要支援者の支援 ア～イ (略) ウ 被災市町村は、自主防災組織や防災士等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。 エ (略) オ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団、<u>防災士</u>等との連携をとり、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動、<u>必要な情報の提供</u>等に努める。 <u>(削除)</u> (2) 要配慮者の支援 ア～イ (略)	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 (2) 要配慮者の支援へ移動

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

ウ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備
市町村は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。（見えるラジオ、目で聴くテレビ、デジタル放送対応テレビ）

エ （略）
（新設）

2 （略）

3 外国人の支援対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村、報道機関）

（1）外国人の救護

市町村は、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

（2）外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

県及び市町村は、報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 避難所における相談体制の整備

市町村は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備す

ウ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備
被災市町村は、避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子利用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。

また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。（ラジオ、テレビ（字幕・手話・解説放送）、ホワイトボード、遠隔通訳サービス（手話・文字チャット）等）

エ （略）

オ 災害派遣福祉チーム（DWA T）等の派遣

県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下を防止等のため、富山県社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースを避難所へ派遣する。

2 （略）

3 外国人の支援対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村、報道機関、関係機関）

（1）外国人の救護

市町村は、地域の自主防災組織及びボランティアや地域のキーパーソン等の協力を得ながら、外国人の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

（2）外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

県及び市町村は、外国人向けの防災関係等の情報サイトへのアクセスリンクを公式ウェブサイト等に記載するとともに報道機関、外国人雇用企業監理団体及び地域のキーパーソン等の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 避難所における相談体制の整備

市町村は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するため、ボランティア、富山県災害多言語支援センター及び外国

国の防災基本計画の記載に合わせた修正

国の防災基本計画の記載に合わせた修正

実態に合わせて修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

る。 第5（略） 第6 飼養動物の保護等（略） 1 飼養されていた家庭動物の保護等（市町村、県厚生部） （1）（略） （2）避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養（略） 市町村は、必要に応じ、<u>指定避難所における</u>家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 2（略） 第11節 交通規制・輸送対策（略） 第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施 1 被害状況の収集伝達（各交通機関） 交通機関の各管理者は、所管している施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。 2 道路交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）（略） （資料「<u>12-17 災害時における交通誘導業務等に関する協定</u>」） （略） 第2 緊急交通路の確保 1（略） 2 緊急海上輸送路の確保（県土木部、県農林水産部）（略） （1）（略） （2）海上輸送路の確保	<u>人雇用企業監理団体</u>等の協力を得ながら、相談体制を整備する。<u>また、携帯型翻訳機・アプリ等の活用を推進する。</u> 第5（略） 第6 飼養動物の保護等（略） 1 飼養されていた家庭動物の保護等（市町村、県厚生部） （1）（略） （2）避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養（略） 市町村は、<u>避難所における家庭動物の受入状況を把握するとともに</u>、必要に応じ、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 2（略） 第11節 交通規制・輸送対策（略） 第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施 1 被害状況の収集伝達（各交通機関） 交通機関の各管理者は、所管している施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。<u>また、避難に資する情報は関係機関と連携のうえ、住民に対して積極的に発信・伝達する。</u> 2 道路交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）（略） （資料「<u>12-3 富山県の災害時応援協定締結状況</u>」） （略） 第2 緊急交通路の確保 1（略） 2 緊急海上輸送路の確保（県土木部、県農林水産部）（略） （1）（略） （2）海上輸送路の確保	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 資料編に合わせた修正 国の防災基
---	--	--

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

漂流物や沈殿物その他の物件によって、港湾・漁港内の船舶航行が阻害されないよう、港湾・漁港管理者は関係機関と連携し、漂流物等を除去し、安全な海上輸送路の確保に努める。

3 (略)

第3 (略)

第4 輸送車両、船舶、航空機の確保
(略)

1 (略)

2 輸送手段（自衛隊、伏木海上保安部、県危機管理局、県地方創生局、市町村、各運送事業者）

(略)

(1) 陸上輸送

ア 乗用車、貨物自動車、バス（以下「車両」という。）による輸送

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 必要に応じ、応援協力を締結している他県市や陸上自衛隊へ支援を要請する。

(資料「8－1 県有車両車種別」

「8－3 一般乗合旅客自動車運送事業者及び保有車両」

「8－4 一般貸切旅客自動車運送事業者及び保有車両」)

(2) 船舶による輸送

(略)

ア～イ (略)

ウ 必要に応じ、応援協定を締結している他県市や海上自衛隊、海上保安部へ支援を要請する。

(資料「8－6 船舶による輸送」)

(3) ヘリコプターによる輸送

漂流物や沈殿物その他の物件によって、港湾・漁港内の船舶航行が阻害されないよう、港湾・漁港管理者は関係機関と連携し、漂流物等を除去し、安全な海上輸送路の確保に努める。

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国〔国土交通省、農林水産省〕に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。国〔国土交通省、農林水産省〕は、報告を受けた事項を政府本部に報告する。

3 (略)

第3 (略)

第4 輸送車両、船舶、航空機の確保
(略)

1 (略)

2 輸送手段（自衛隊、伏木海上保安部、県危機管理局、県交通政策局、市町村、各運送事業者）

(略)

(1) 陸上輸送

ア 乗用車、貨物自動車、バス（以下「車両」という。）による輸送

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 必要に応じ、応援協力を締結している他県市や陸上自衛隊へ支援を要請する。

(資料「8－1 県有車両車種別」

「8－2 一般乗合旅客自動車運送事業者及び保有車両」

「8－3 一般貸切旅客自動車運送事業者及び保有車両」)

(2) 船舶による輸送

(略)

ア～イ (略)

ウ 必要に応じ、応援協定を締結している他県市や海上自衛隊、海上保安部へ支援を要請する。

(資料「8－5 船舶による輸送」)

(3) ヘリコプターによる輸送

本計画に合わせた修正

組織改正に伴う修正

資料編に合わせた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(略)

航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して救急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

(資料「8－7 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」

「8－8 自衛隊ヘリコプター諸元」

「8－9 場外着陸場一覧」

「8－10 ヘリポートの準備」)

3 (略)

4 緊急通行車両の取扱い（県危機管理局、県警察本部、中日本高速道路(株)）

(1) 緊急通行車両の確認

(略)

ア (略)

イ 確認対象車両

(ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの

(イ)～(オ) (略)

(カ) 廃棄物処理、防疫その他の保健衛生に使用されるもの

(キ)～(ケ)

(新設)

ウ 確認手続き

災害時には、確認のための事務手続きに対する処

(略)

航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報(ノータム)の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して救急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

(資料「8－6 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」

「8－7 自衛隊ヘリコプター諸元」

「8－8 場外着陸場一覧

「8－9 ヘリポートの準備」)

3 (略)

4 緊急通行車両の取扱い（県危機管理局、県警察本部、中日本高速道路(株)）

(1) 緊急通行車両の確認

(略)

ア (略)

イ 確認対象車両

(ア) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に使用されるもの

(イ)～(オ) (略)

(カ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に使用されるもの

(キ)～(ケ)

(コ) 規制除外車両の一部

ウ 確認手続き

緊急通行車両であることの確認は、災害発生前で

国の防災基本計画に合わせた修正

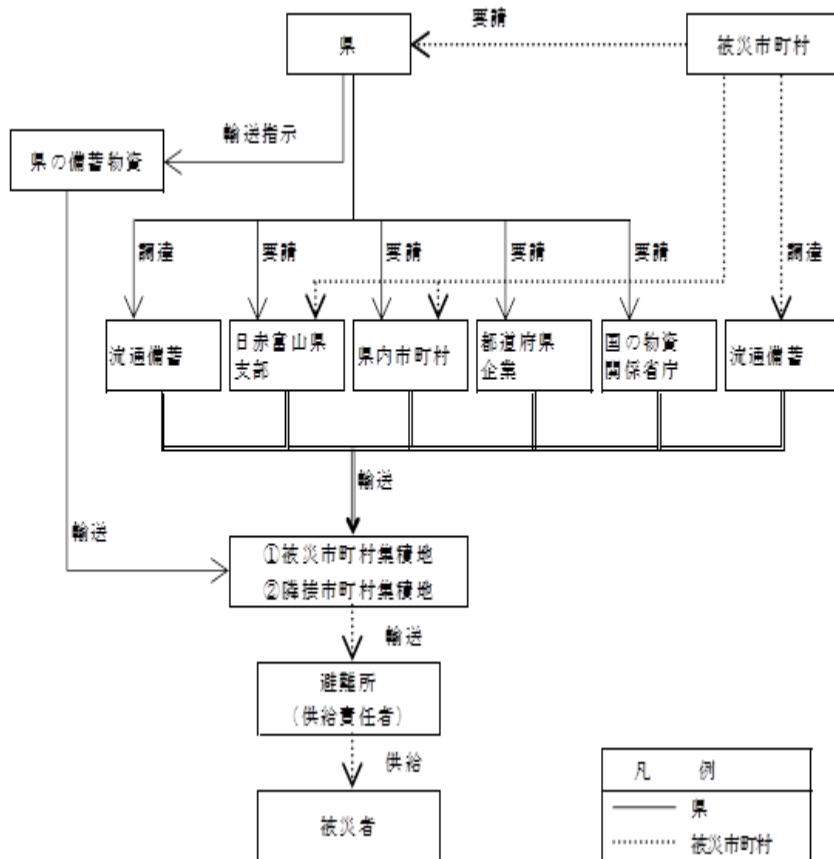
令和3年5月20日に施行された改正災害対策基本法により廃止、避難指示に一本化

資料編に合

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

理能力が十分確保できない状態が予想されることから、県公安委員会では、<u>緊急通行車両の事前届出制度を設けており、</u>当制度の効果的な運用に努める。 <u>（資料「8－11－1 緊急通行車両の事前届出・確認手続等要領」</u> <u>「8－11－2 緊急通行車両の標章及び証明書」</u>）	<u>も受けることができる。また、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両についても災害発生前に事前届出ができる制度を設けている。</u> 災害時には確認のための事務手続きに対する処理能力が十分確保できない状態が予想されることから、県公安委員会では、当制度の効果的な運用に努める。 （資料「8－10 緊急通行車両等の確認等の手順」）	わせた修正
第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給 （略） 第1 飲料水の確保（市町村） 第2 食料・生活必需品の供給 （略） 1 供給方法（市町村） （1）被災者に対する食料・生活必需品の供給は、被災市町村が開設する避難所において、避難所ごとに、町内会等のうちからその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。 （2）（略） 2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （1）非常食・生活必需品 ア～ウ（略） 非常食・生活必需品の救援物資の流れ	第12節 飲料水・食料・生活必需品等の供給 （略） 第1 （略） 第2 食料・生活必需品の供給 （略） 1 供給方法（市町村） （1）被災者に対する食料・生活必需品の供給は、被災市町村が開設する避難所において、避難所ごとに、<u>事前に作成、共有している備蓄物資の保管場所一覧等を活用し、</u>町内会等のうちからその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。 （2）（略） 2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （1）非常食・生活必需品 ア～ウ（略） 非常食・生活必需品の救援物資の流れ	災害対応検証を踏まえた修正 実態に合わせて修正

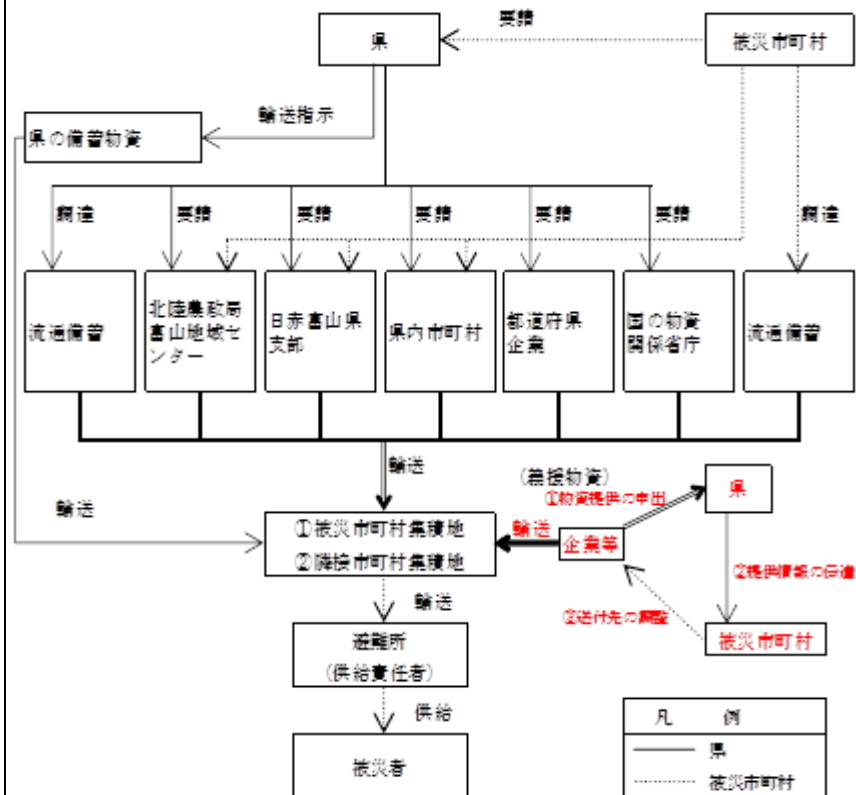
富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表



(2) ~ (4) (略)

(5) 各機関の食料、生活必需物資の調達体制
各機関の調達体制は、次のとおりである。

機 関 名	実 施 内 容
(略)	(略)
農 林 水 産 省 農 産 局 長	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡し の要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等 に関する情報を記載）を農林水産省農産局長に対



(2) $\sim$ (4) (略)

(5) 各機関の食料、生活必需物資の調達体制
各機関の調達体制は、次のとおりである。

機 関 名	実 施 内 容
(略)	(略)
農 林 水 産 省 農 産 局 長	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡し の要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等 に関する情報を記載）を農林水産省農産局長に対

実態に合わせて修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省農産局は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。	して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省農産局長は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。	
（資料 「５－３ 主食類応急調達系統図」、<u>「５－５ 主要食料品の生産量」</u>、<u>「５－６ 主要食料品の生産業者所在地」</u>、<u>「５－１０ 日本赤十字社富山県支部災害救護物資等交付基準」</u>、<u>「５－１６ 災害救助物資備蓄状況」</u>）	（資料 「５－３ 主食類応急調達系統図」、<u>「５－7 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等配分基準」</u>、<u>「５－12 災害救助物資の備蓄状況」</u>）	
<u>（新設）</u>	<u>（６）義援物資の取扱い</u> <u>県は、企業等から物資提供の申出を受付けたときは、市町村に提供情報を伝達し、市町村と企業等との連絡調整を行う。企業等は市町村の希望する場所に物資を配送する。</u>	実態に合わせた修正
（略） ３ 輸送体制（各防災関係機関） （１）～（３）（略） <u>（新設）</u>	（略） ３ 輸送体制（各防災関係機関） （１）～（３）（略） <u>（４）県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</u>	実態に合わせた修正
<u>（新設）</u>	<u>（５）県は、関係機関、協定締結事業者等と連携して、広域物資輸送拠点の運営を行うとともに、市町村が一般ボランティアや自主防災組織と連携して運営する地域内輸送拠点の支援を行う。</u>	災害対応検証を踏まえた修正
<u>（新設）</u>	<u>（６）県は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u>	国の防災基本計画の記載に合わせ修正
４ 被災者の要望把握と支援（県危機管理局、県厚生部、市町村） （１）～（２）略 （３）被災地方公共団体は、難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。	４ 被災者の要望把握と支援（県危機管理局、県厚生部、市町村） （１）～（２）略 （３）被災地方公共団体は、<u>被災者の要望を聞きとる体制を整備し、</u>避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。	災害対応検証を踏まえた修正
５（略） 第３ 物価安定・消費者保護対策	５（略） 第３ 物価安定・消費者保護対策	

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(略) 1 (略) 2 消費者保護対策（県生活環境文化部、市町村） (1) ～ (2) (略) (3) 消費生活情報の提供 県は、次のとおり消費生活情報の提供に努める。 ア 消費生活センターから、定期的に消費生活情報を被災市町村及び避難所<u>のファックスに送信することにより、「消費生活情報ファックスネット」を構築する。</u> イ～ウ (略) (4) (略) 3 (略)	(略) 1 (略) 2 消費者保護対策（県生活環境文化部、市町村） (1) ～ (2) (略) (3) 消費生活情報の提供 県は、次のとおり消費生活情報の提供に努める。 ア 消費生活センターから、定期的に消費生活情報を被災市町村及び避難所<u>にファックス等により提供する。</u> イ～ウ (略) (4) (略) 3 (略)	提供方法をファックスに限定せず、幅広とするため
第13節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 (略) 第1 し尿処理 1～2 (略) 3 広域的な支援・協力（県生活環境文化部、市町村） (略) なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理を行うため、<u>隣接県</u>等に対して、支援を要請する。（資料「9－<u>10</u> し尿処理施設一覧」） 第2 ごみ、災害廃棄物の処理 1 (略) 2 災害廃棄物処理（県生活環境文化部、市町村） 市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行計画を作成<u>するとともに</u>、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、<u>住民等への啓発・広報</u>、必要に応じた損壊家屋等の解体・撤去等<u>を行うことにより、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。</u>	第13節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 (略) 第1 し尿処理 1～2 (略) 3 広域的な支援・協力（県生活環境文化部、市町村） (略) なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理を行うため、国（<u>災害廃棄物処理支援ネットワーク</u>）や<u>他都道府県（大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会）</u>等に対して、支援を要請する。（資料「9－<u>6</u> し尿処理施設一覧」） 第2 ごみ、災害廃棄物の処理 1 (略) 2 災害廃棄物処理（県生活環境文化部、市町村） 市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や<u>被災家屋の棟数</u>、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行計画を作成<u>し</u>、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、必要に応じ損壊家屋等の解体・撤去等<u>を行うとともに、速やかに住民・ボランティアセンター等に対し啓発・広報（災害廃棄物の分別や収集、</u>	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

(略)

県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には被害の状況を踏まえ、関係機関等との連絡調整を図りながら災害廃棄物の処理のために県災害廃棄物処理実行計画を策定する。

また、県は基本的には県内市町村、近隣他県、国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理についての調整機能を担うほか、市町村に対して必要な助言や技術的支援を行う。

(略)

3 広域的な支援・協力の確保（県生活環境文化部、市町村） (略)

県は、市町村による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、(一社)富山県産業資源循環協会及び(一社)富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国や隣接県等に対して支援を要請する。(資料「9－1 1 ごみ処理施設一覧」)

第3 (略)

第4 防疫対策

(略)

県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

1 (略)

2 防疫活動（県厚生部）

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(資料 「9－3 防災用医薬品等卸売業者」
「9－4 防疫用備品」)

仮置場の利用方法、解体・撤去の手続き等を行い、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を図る。

(略)

県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、市町村や関係機関等との連絡調整を図りながら県災害廃棄物処理実行計画を策定する。

また、県は基本的には県内市町村、近隣他県、国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理についての調整機能を担うほか、市町村に対して廃棄物処理や住民等への周知などに関する助言や技術的支援を行う。

(略)

3 広域的な支援・協力の確保（県生活環境文化部、市町村） (略)

県は、市町村による相互の支援の状況、支援ニーズをふまえつつ、他市町村、(一社)富山県産業資源循環協会及び(一社)富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国 (災害廃棄物処理支援ネットワーク) や他都道府県 (大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会) 等に対して支援を要請する。(資料「9－7 ごみ処理施設一覧」)

第3 (略)

第4 防疫対策

(略)

県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

1 (略)

2 防疫活動（県厚生部）

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(資料 「9－2 防疫用備品」)

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

国の防災基本計画の記載に合わせ修正

資料編に合わせた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

第5（略）	第5（略）	
第14節 警備活動 （略） 第1（略） 第2 行方不明者の捜索 1 捜索（県警察本部） （1）～（2）（略） （3）警察犬、災害救助犬の活用 （略） （資料「1 2－<u>2 3 災害時における災害救助犬の活動に関する協定</u>」） 2（略） 第15節 遺体の捜索、処理及び埋葬 （略） 第1～2（略） 第3 遺体の埋葬 1～2（略） 3 災害救助法が適用された場合（県厚生部、市町村） 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害の際死亡した者について遺体の応急的处理程度のものを行うものとする。 なお、棺、埋葬又は火葬費及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給するものとする。 第16節 ライフライン施設等の応急対策 （略） 第1～2（略） 第3 上水道施設 （略） 1～2（略） 3 応急復旧対応（県厚生部、県企業局、市町村） 水道事業者は、的確な被害の把握に基づき応急復旧計	第14節 警備活動 （略） 第1（略） 第2 行方不明者の捜索 1 捜索（県警察本部） （1）～（2）（略） （3）警察犬、災害救助犬の活用 （略） （資料「1 2－<u>3 富山県の災害時応援協定締結状況</u>」） 2（略） 第15節 遺体の捜索、処理及び埋葬 （略） 第1～2（略） 第3 遺体の埋葬 1～2（略） 3 災害救助法が適用された場合（県厚生部、市町村） 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、災害により死亡した者について遺体の応急的处理程度のものを行うものとする。<u>その対象は、遺族がいないか、又は遺族がいても災害による混乱期等により自ら埋葬を行うことが困難な場合において、資力の有無にかかわらず実施する。</u> なお、棺、埋葬又は火葬費及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬するもの者に支給するものとする。 第16節 ライフライン施設等の応急対策 （略） 第1～2（略） 第3 上水道施設 （略） 1～2（略） 3 応急復旧対応（県厚生部、県企業局、市町村） 水道事業者は、的確な被害の把握に基づき応急復旧計	対象を明確化 実態に合わ

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

画を策定し、送配水幹線から、応急給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに正常給水を行うよう努める。

また、被害が甚大な場合は、他の市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。

第4 下水道施設

(略)

1 応急復旧対応（県土木部、市町村）

(1) ～ (4) (略)

(5) 広域支援体制

ア (略)

イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部ブロック構成員に支援を要請し、十分な応急復旧体制を確立する。

(新設)

2 (略)

第5～7 (略)

第17節 公共建物等の応急対策

(略)

第1～4 (略)

第5 文化財（県教育委員会、市町村）

画を策定し、送配水幹線から、応急給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに正常給水を行うよう努める。

また、被害が甚大な場合は、他の市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。

県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し事業者の受入れ窓口を設置するなど、十分な応急復旧体制を確立するとともに、地元以外の水道事業者が復旧工事を実施する場合に、掛かり増し経費に対する補助を検討し、事業者に対する支援に努める。

第4 下水道施設

(略)

1 応急復旧対応（県土木部、市町村）

(1) ～ (4) (略)

(5) 広域支援体制

ア (略)

イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、中部ブロック構成員に支援を要請し、事業者の受入れ窓口を設置するなど、十分な応急復旧体制を確立する。

ウ 県は、地元以外の水道事業者が復旧工事を実施する場合に、掛かり増し経費に対する補助を検討し、事業者に対する支援に努める。

2 (略)

第5～7 (略)

第17節 公共建物等の応急対策

(略)

第1～4 (略)

第5 文化財（県教育委員会、市町村）

せ修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

災害対応検証を踏まえた修正

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

1～2（略） 3 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県教育委員会を経由して文化庁<u>長官</u>へ報告<u>しなければならない</u>。 4（略） 第18節（略） 第19節（略） 第20節 応急住宅対策（略） 第1 応急仮設住宅の確保 1（略） 2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村） （1）（略） <u>（新設）</u> <u>（2）（略）</u> <u>（3）（略）</u> <u>（4）（略）</u> <u>（5）（略）</u> <u>（6）建設工事（略）</u> <u>（資料「12－16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」）</u> <u>（7）（略）</u> <u>（8）（略）</u> 第2～4（略） 第21節 教育・金融・労働力確保対策（略） 第1 応急教育等（略）	1～2（略） 3 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県教育委員会を経由して文化庁へ報告<u>する</u>。 4（略） 第18節（略） 第19節（略） 第20節 応急住宅対策（略） 第1 応急仮設住宅の確保 1（略） 2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村） （1）（略） <u>（2）体制の確立</u> <u>県及び市町村は、富山県応急仮設住宅建設マニュアルを確認し、連絡及び建設に係る体制を確立する。</u> <u>（3）（略）</u> <u>（4）（略）</u> <u>（5）（略）</u> <u>（6）（略）</u> <u>（7）建設工事（略）</u> <u>（資料「12－3 富山県の災害時応援協定締結状況」）</u> <u>（8）（略）</u> <u>（9）（略）</u> 第2～4（略） 第21節 教育・金融・労働力確保対策（略） 第1 応急教育等（略）	実態に合わせた修正 実態に合わせた修正 資料編に合わせた修正
--	--	---

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

1 (略) 2 応急教育の実施（県経営管理部、県教育委員会、市町村） (1) 応急教育計画の策定等 ア 応急教育計画の策定等 (ア) (略) (イ) 校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。 a 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、事後措置及び保護者との連絡方法のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図る。 b～c (略) イ～ウ (略) (2) 災害時の態勢 ア 緊急時の対策 (ア) (略) (イ) 校長等は、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、知事又は所管教育委員会へ報告しなければならない。 (ウ) ～ (カ) (略) イ (略) (3) (略) 3 学用品の調達及び支給（県厚生部、県経営管理部、県教育委員会、市町村） (1) (略) (2) 給与の期間 災害発生日から教科書については1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は<u>厚生労働大臣</u>に協議し、その同意を得て延長することができる。 4～6 (略)	1 (略) 2 応急教育の実施（県経営管理部、県教育委員会、市町村） (1) 応急教育計画の策定等 ア 応急教育計画の策定等 (ア) (略) (イ) 校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。 a 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、<u>安否確認方法</u>、事後措置及び保護者との連絡方法（<u>一斉メールの活用等</u>）のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図る<u>とともに継続的に見直しを行う</u>。 b～c (略) イ～ウ (略) (2) 災害時の態勢 ア 緊急時の対策 (ア) (略) (イ) 校長等は、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、知事又は所管教育委員会へ報告しなければならない。<u>また、児童生徒の安否情報は、事前に定めた方法により迅速に保護者と共有する。</u> (ウ) ～ (カ) (略) イ (略) (3) (略) 3 学用品の調達及び支給（県厚生部、県経営管理部、県教育委員会、市町村） (1) (略) (2) 給与の期間 災害発生日から教科書については1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は<u>内閣総理大臣</u>に協議し、その同意を得て延長することができる。 4～6 (略)	災害対応検証を踏まえた修正 災害対応検証を踏まえた修正 厚生労働省から内閣府へ移管されているため
---	--	---

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

第2～3（略） 第22節 応急高揚負担等の実施 （略） 第1 災害対策基本法に基づく応急公用負担 1～2（略） 3 公用令書の交付（災害対策基本法第81条）（各関係機関） （略） <u>（資料「12-4 公用令書様式」）</u> 4（略） 第2（略） 第4章 雪害復旧対策 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 被害を受けた県民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、県民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。 <u>（新設）</u> （略） 1（略） 2 義援金、<u>救援物資</u>の取扱い（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （1）義援金、<u>救援物資の受入れ</u> <u>（新設）</u>	第2～3（略） 第22節 応急高揚負担等の実施 （略） 第1 災害対策基本法に基づく応急公用負担 1～2（略） 3 公用令書の交付（災害対策基本法第81条）（各関係機関） （略） <u>（削除）</u> 4（略） 第2（略） 第4章 雪害復旧対策 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 被害を受けた県民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、災害弔意金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、県民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。 <u>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u> （略） 1（略） 2 義援金、<u>義援物資</u>の取扱い（<u>県危機管理局、県出納局、</u>県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （1）<u>義援金の取扱い</u> <u>県、市町村及び日本赤十字社富山県支部等関係団体は、義援金について、以下の業務を円滑に実行できるよう努めるものとする。</u>	資料編に合わせた修正 国の防災基本計画の記載に合わせ修正 実態に合わせた修正
---	---	---

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

①～③（略） (2) <u>救援物資の提供</u> 県民、企業等は、<u>救援物資</u>を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。 3～10（略） 11 被災者台帳の作成（県危機管理局、市町村） 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 12（略） （略）	①～③（略） (2) <u>義援物資の取扱い</u> 県及び市町村は、被災地のニーズの把握及び報道機関等を通じた公表、被災地のニーズに応じた物資の提供の受付、被災地（受入側）と県民、企業等（提供側）の連絡調整業務を円滑に実行できるよう努めるものとする。 <u>また、</u>県民、企業等は、<u>義援物資</u>を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。 3～10（略） 11 被災者台帳の作成（県危機管理局、市町村） 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める<u>ものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> 12（略） （略）	国の防災基本計画の記載に合わせ修正
--	--	--------------------------